

Annual Report

2019（令和元）年度

年次報告書

2019 FY

特定非営利活動法人
ハンセン病療養所世界遺産登録推進協議会



Hansen's Disease Sanatoria
World Heritage Promotion Council

私たちからのメッセージ

-新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染者や関係者への誹謗中傷について-

現在、世界中の人々が新型コロナウイルス感染症の感染拡大の危機に直面しています。お亡くなりになった方々とそのご家族に心よりお悔やみ申し上げます。また、現在治療中の方々の一日も早い回復をお祈りすると共に、日々懸命に業務に取り組まれている関係者の皆さまに敬意を表します。

私たちNPO法人ハンセン病療養所世界遺産登録推進協議会は、高齢化の進むハンセン病療養所入所者、回復者の皆さんの自らの経験を決して繰り返して欲しくないという強い願いと共に、ハンセン病療養所とそこで生活されてきた人々の歴史を世界遺産として後世に語り継ぐ運動に取り組んでいます。

社会では、しばしば比較されるハンセン病と新型コロナウイルス感染症ですが、両者は原因、発病のメカニズム、症状、治療法の有無など全く異なります。よって、両者を単純に比較することはできませんが、今、ただ一つハンセン病の歴史を語り続けることを使命とする私たちがお伝えしたいことがあります。それは「患者さんや関係者に対する疾病差別は決してあってはならない」ということです。

私たちは誰しも病気になりたくありません。そして感染症という病気の原因となる細菌やウイルスは私たちの目には見えません。ヒトからヒトへの感染が明らかになっている新型コロナウイルス感染症において患者と関係者からできるだけ距離をおきたい、という気持ちは十分に理解できます。また、社会的距離の確保や「三密」の回避は、今後も感染の状況に応じて意識し続けるべき行動基準です。

しかし、誤った知識や見解による過度な反応は噂を呼び、偏見を生み、差別につながります。私たちはこれらのことをハンセン病隔離政策から学んでいます。

患者が恐れるのは病気とそれに伴う差別と人権蹂躪です。患者が差別を恐れるがあまり、病気を隠し、今回の感染拡大が更に長期に渡り収束しなければ、私たちの社会的経済的な活動は益々の困難に直面するでしょう。

「歴史は繰り返す」ローマの歴史家クルティウス＝ルーフスは言います。私たち人類には今までも新たな感染症の出現に直面し、その脅威を乗り越えてきた歴史があります。

-患者さんが安心して治療に専念し、家族の方がそれを十分サポートできるように-

そして、医療従事者が存分に活躍できるように-

ハンセン病の歴史を学ぶことにより、少しでも病気による偏見や差別が和らぐのであれば非常に有り難くそして私たち一人ひとりが新型コロナウイルス感染症という未知の感染症を正確に知り、正しく行動すればそれに伴う偏見、差別と人権蹂躪を生まない社会の創造に寄与できる。

これがハンセン病回復者と私たちからのメッセージです。

2020（令和2）年5月18日

岡山県瀬戸内市邑久町虫明 6253 番地

特定非営利活動法人ハンセン病療養所世界遺産登録推進協議会

<https://www.hansen-wh.jp/news/374/>



理事長あいさつ



平素は、私ども特定非営利活動（NPO）法人ハンセン病療養所世界遺産登録推進協議会に多大なるご理解とご支援をいただき、心より感謝いたします。2019（令和元）年度（第3期）の年次報告書を発行するにあたり、法人を代表して一言ごあいさつを申し上げます。

私どもは、昨年3月に『「ユネスコ世界文化遺産」及び「世界の記憶（世界記憶遺産）」登録に向けたロードマップ（2019年度～2021年度）』を策定し、2019年度から具合的な進捗管理と学術調査を開始しました。本書21ページ以降に報告書（概要版）を掲載しております。専門的かつ技術的な内容を含みますが、私どもの取り組みに初めて触れられる方にも本書のみでロードマップの全貌と最新の調査結果、今後の方針をお伝えできる内容です。ご一読いただき、ご感想をお寄せいただけますと幸いです。

また本年2月には、私どもの取り組みを国に訴求すべく『国に対して「長島、国立療養所長島愛生園及び邑久光明園のユネスコ世界遺産登録に向けた取り組みを求める意見書」の提出を求める陳情書』を岡山県瀬戸内市議会に提出いたしましたところ、全会一致で採択いただきました。瀬戸内市議会議員の皆様にはこの場をお借りしてお礼申し上げます。

最後に、前ページに掲載いたしました「メッセージ」と重なる部分はありますが、数十万年に及ぶ人類の歴史は、ウイルスとの戦いの歴史でもあります。人類は様々な時代に、様々なウイルスとの戦いに打ち勝ってきました。生命体である以上、見えない恐怖でもある、新種のウイルスとの戦いは、永遠に続きます。問題は、このウイルスと宿主である人間の戦い方にあります。目に見えない恐怖との戦いは、時として正確性を失い、混乱を招くだけの時があります。今回の新型コロナウイルスやハンセン病などの感染症に対しても、人間は恐怖感からヒステリックになり冷静さを失っている側面もあります。新型コロナウイルス対策でも、ハンセン病対策でも、問題となっているのは、患者やその周辺の人々に対する差別意識です。差別することで感染症を深刻化させ、克服への道を険しくしています。人類は、生命体である以上、これからも様々な感染症と正面から闘ってゆかなければなりません。それには、正確な病理分析で正確に対処できるよう、人類が一つになって戦ってゆくべきです。これからの人類が感染症に正確に向き合うために、ハンセン病療養所の世界遺産登録を通じて世界が二度と同じ過ちを繰り返さないように願うばかりです。

2020（令和2）年6月

特定非営利活動法人ハンセン病療養所世界遺産登録推進協議会

理事長 原 憲一

法人概要

名称	特定非営利活動法人ハンセン病療養所世界遺産登録推進協議会
英語名	Hansen's Disease Sanatoria World Heritage Promotion Council
理事長	原 憲一
所在地	岡山県瀬戸内市邑久町虫明 6253 番地
公式サイト	https://www.hansen-wh.jp
成立年月日	2018（平成30）年1月25日
所轄庁	岡山県
定款に定める目的	この法人は、ハンセン病療養所内に存在する建造物群等を「ユネスコ世界文化遺産」として、ハンセン病回復者等が生きた証を示す資料等歴史的記録物を「ユネスコ世界の記憶」としてそれぞれ登録することを目指す。これらの取り組みを通じて、ハンセン病患者に対する隔離政策がもたらした人権侵害と地域社会への影響を検証するとともに、ハンセン病に対する偏見・差別の中にあっても力強く生き抜いて来た回復者等の営みを後世に伝えることで、世界中のハンセン病回復者等の真の名誉回復を図り、もって人類の抱える様々な偏見・差別の解消に寄与することを目的とする。

役員・顧問名簿

理事長	原 憲一	R S K山陽放送株式会社	取締役会長
副理事長	武久 顕也	瀬戸内市長	
理事	中尾 伸治	長島愛生園入所者自治会	会長
理事	屋 猛司	邑久光明園入所者自治会	会長
理事	森 和男	大島青松園入所者自治会	会長
理事	山本 典良	国立療養所長島愛生園	園長
理事	青木 美憲	国立療養所邑久光明園	園長
理事	平松 正臣	ノートルダム清心女子大学	元教授
理事	大月 敏雄	東京大学	教授
理事	古謝 愛彦	ハンセンボランティア「ゆいの会」	弁護士
理事	阿部 光希	株式会社山陽新聞社編集局報道部	副部長
理事	坪井 智美	瀬戸内市	市民部長
理事	服部 靖	裳掛地区コミュニティ協議会	会長
理事	横山 次男	裳掛地区市民	
理事	近藤 剛	ハンセン病国賠訴訟瀬戸内弁護団事務局	弁護士
理事	境野 健太郎	工学院大学	准教授
監事	安野 豊	国立療養所長島愛生園	事務部長
監事	中祖 恵輔	国立療養所邑久光明園	事務部長
顧問	井上 雅雄	ハンセン病国賠訴訟瀬戸内弁護団	弁護士
顧問	西村 幸夫	神戸芸術工科大学 教授	東京大学 名誉教授

会員数 正会員 77 者 (+11) 応援会員 99 者 (-10) 合計 176 者 (+1)

2020年3月末現在。()内土は前年同期比較増減。



2019（令和元）年度

事業報告



事業名/講演会の開催

概要

昨年度に引き続き、世界文化遺産及び世界の記憶への理解を深める講演会を2回開催しました。法人会員以外の皆様にも多くご参加いただき、より具体的な取り組みへの決意を新たにしました。

1. 2019年6月16日(日)

会場/サン・ピーチOKAYAMAピーチホール 参加者数/90人

講演会前には通常社員総会を開催し、定款変更が満場一致で可決されました。南智さんによる講演会に先立ち、「せとうち語りの会 うぐいす」によるオリジナル語り-ハンセン病と療養所 人権という大切なものが披露されました。聞こえに不安のある方への情報保障として手話通訳、要約筆記、ヒアリンググループ(補聴器支援)とUDトークを導入しました。講演会の詳細は5ページをご覧ください。



2. 2020年2月15日(土)

会場/瀬戸内市中央公民館多目的ホール 参加者数/30人

認定NPO法人富士山世界遺産国民会議事務局の大庭さんをお招きして、民間団体であるNPOの富士山世界遺産登録までと、登録後の取り組みを学びました。講演会には要約筆記、ヒアリンググループを導入しました。講演会の詳細は6ページをご覧ください。



3. 当該事業に係る活動計算書

単位：千円

経常収益		経常費用	
会費、寄附金等法人自主財源	321	支払手数料(手話通訳、要約筆記等)	100
		諸謝金	80
		旅費交通費、通信運搬費ほか	141
合計	321	合計	321

【学術調査事業（講演会）】
2019年6月16日（日） 於サン・ピーチOKAYAMA

「長島は語る」をかたる ～一次資料が私たちに問いかけること～

岡山県文化財保護協会会長
元岡山県ハンセン病問題関連史料調査委員会委員長
南 智 氏

熊本地裁において国家賠償請求訴訟の判決が確定した翌年、2002年6月に岡山県はハンセン病問題関連史料調査委員会を設置し、ハンセン病問題関連史料の収集及び蓄積を行うこととした。実際の調査は7月から開始した。調査は調査委と専門員のメンバー、そして岡山県健康対策課（現在の健康推進課）で行った。療養所入所者2名が調査委に加わり、実際には専門員のメンバーと一緒に調査をしていただいたのが特徴だ。土日に両園に宿泊して集中的に調査と検討を重ねた。ありがたいことに、当時の関係者とは今でも懇意にさせていただいている。

調査対象の一次資料は愛生園と光明園に保存されているものを中心とした。両園とも自治会資料が、そして愛生園には戦前の園資料がいずれも豊富に保存されていた。

編集は、ハンセン病問題を正しく理解するには人権侵害の事実を知ることが大原則であるとの見地に立ち、未公開の一次資料を収録することを方針の一つとした。岡山県が一次資料を中心に資料集を発行することは、全国的に見ても極めて意義が大きいと判断した。また、国の検証会議の最終報告書（2005年3月）との重複を避けて一次資料を中心に収録すれば両方でもって我が国のハンセン病問題を浮き彫りにすることができるのではないかと考えた。更には人権尊重の立場に立ち、偏見や差別の解消に向けた取り組みの一環と位置付けて資料の主題を探し、収集、検討して編集することも方針の一つとした。こうして「長島は語る」には前編（2007年2月発行）と後編（2009年3月発行）に合わせて940点の一次資料が収録された。

例えば、後編の第一章「続く隔離政策」第一節「収容の実態」資料1「光明園の自動車運転日誌」は1946年から56年までの運転日誌だが、いつ頃どの程度の患者が光明園へ収容されたかに加えて慰問の送迎や物資の輸送の内容も記録されている。また、資料27「広島県より強制収容」には、手錠をはめて患者を収容したという記録が載っている。これら「長島は語る」全編に収録された貴重な一次資料は全て岡山県ホームページに掲載されているので、是非ご覧いただきたい。

ハンセン病問題関係資料の保存については、収蔵施設に防火対策を講じた上での全資料保存が基本と考える。また、文化財は多くの方に保存されていることを知っていただき、活用を通じて保存を図ることが重要である。ただし、申すまでもなくハンセン病問題資料の公開が人権侵害にならないよう細心の注意が必要である。

ハンセン病問題を学ぶことは、人権侵害の実態を直視することである。長島には愛生園や光明園という施設があり、人権侵害の実態を伝える監禁室や十坪住宅があり、そして語り部の方がおられる。人権問題を学ぶ上で極めて有効な教材である。更に、ハンセン病問題は人権問題に共通する要因への気づきを与えてくれる。無らい県運動はハンセン病患者を社会から、地域から排除した。入所者は社会から孤立し、自由を奪われ、そして偏見や差別に苦しんだ。社会でのいじめ、障がい者に対する偏見や差別、LGBT、ホームレス、中山間地域の一人暮らし高齢者、これらの諸問題に共通した要因があると考えられる。社会からの排除がどのような結果をもたらすかということを知ることができる。

最後に、ハンセン病問題を起点として人権問題を自分の身近な問題として捉え、個人や仕事上の関係、関わっているグループ内での人権問題について研ぎ澄ました感覚をお持ちいただけることを切望する。



岡山県ホームページ「長島は語る」

<http://www.hansen-okayama.jp/comm/kataru.html>



日本の宝から世界遺産の富士山へ ～登録までと登録後の民間団体の活動～

認定NPO法人富士山世界遺産国民会議

事務局長 大庭 大 氏



1992年、「富士山を世界遺産とする連絡協議会」を中心に自然遺産としての世界遺産登録推進運動がスタートした。1994年には246万人の署名を添えて登録に関する請願を衆参両院議長に提出した。1995年、静岡新聞が国際的な専門家の参加するフォーラムを開催し、その中で富士山は世界自然遺産の登録基準に該当しないとの発言があった。

2003年、富士山は自然遺産候補から完全に外れたが、2005年には「NPO法人富士山を世界遺産にする国民会議」及び山梨・静岡両県による「富士山世界文化遺産登録推進両県合同会議」が設立され、文化遺産登録を目指す県と民間の活動が本格化した。翌年6月には「富士山世界文化遺産二県学術委員会」が推薦書の作成を諮問する機関として設置された。2007年、富士山は暫定リストに掲載され、2011年には両県から推薦書原案が文化庁に提出され、翌年、日本政府からユネスコへ世界遺産登録推薦書が提出された。2013年4月、三保松原を除いて富士山を世界遺産に登録することがイコモスから勧告されるものの、同年6月22日15時28分（現地時間）、第37回世界遺産委員会（カンボジア）で「富士山 信仰の対象と芸術の源泉」は登録基準（iii）（vi）を満たすとして三保松原を含む25の構成資産で世界文化遺産に登録された。

登録前、NPOは推薦書作成のサポートとして専門家とのミーティングを実施し、両県の学術委員会と文化庁でシェアした。当時のイコモス関係者から聞き取った5つの課題（西欧人の思考方法に即した形で、富士山の顕著な普遍的価値を具体的な証拠に基づいて客観的、論理的に推薦書にて証明、説明せねばならない、など）を中心に検討した。NPOが設立された2005年世界遺産委員会（ダーバン）からオブザーバー参加し、ツールを活用したPRや委員へのインタビューを行い、委員の考え方を関係者で共有した。2013年には「七つの富士山絵画」という展覧会をユネスコの本部があるパリから発信する目的で現地の日本文化会館で実施した。富士山の文化的価値を美しい絵画や写真と共に伝える書籍「富士山 信仰と芸術の源」※を小学館の協力で出版した。世界遺産委員会でも委員に配布し、その価値のPRに努めた。2006年には登録後も富士山の文化的価値を守るべく富士山基金を設立し、現在も私どもが運営している。

登録後の2014年、NPOの名称とスローガンをそれぞれ「富士山世界遺産国民会議」「いつまでも富士山を世界遺産に」へと変更した。富士山は世界遺産登録時にもユネスコから、登山道の保全手法や管理計画の総合的な改定など6つが課題として与えられていた。登録後のNPOの活動は、世界遺産富士山を保全し未来に継承していく活動、課題に合わせた両県の情報発信、PR啓発への協力が柱となっている。葛飾北斎の富嶽三十六景を題材にした教材セットを教育プログラム「富士の国づくり キッズ・スタディ・プログラム」として両県と協働開発した。2011年に東京・両県の7校でモデル事業を実施し、2013年には東京都中央区と両県の全小学校に教材を配布した。2018年からは教材の無償ウェブ配信を実施しているが、富士山に近い所以外の全国に広げるのはハードルが高いという印象だ。一方、小・中・高校生を対象とした「富士山書き初め」は全国に広がりつつあるコンテストだ。2018年から実施し、今年は全国から1.3万作品を超える応募があった。数多くの書道展や書道コンテストを実施してきた毎日新聞社と共催し、書道団体の協力も得て実施している。

最後に、NPOの設立当初、中心的役割を果たしていた運営委員から聞いた当時の思いを披露したい。

仲間を作っていく、次世代につないでいくこと。

世界遺産にする手続き論だけでは意味がない。地元やその他の関係する人みんなが富士山のことを思って、次の世代に伝えていく、守り続けていく心を醸成することこそが大切だ。

日本人に大切なものを伝えていく活動、日本の宝、世界の宝、人類共通の宝に一人でも多く関わって、100年後もみんなが同じ気持ちで富士山を大切にしたいという思いだった。

認定NPO法人富士山世界遺産国民会議ホームページ <https://www.mtfuji.or.jp/>



※大庭様から書籍「富士山 信仰と芸術の泉」をご恵贈いただきました。事務所にてご覧いただけますのでお声がけください。
※長島愛生園機関誌「愛生」令和2年5・6月号、7・8号にて詳細な講演内容が掲載されます。事務局までご一報ください。

概要

本法人ロードマップ委員会（委員長 田村朋久長島愛生園歴史館主任学芸員）にて、2019年3月に策定したロードマップ（2019年度～2021年度）の進捗管理と学術調査を実施しました。学術調査はその内容により、以下3つのワーキング・グループ（WG）が連携しながら実施しました。

1. 世界文化遺産 建築・資料調査 WG/建造物保全・史跡等調査 WG

未整理・未調査の長島愛生園及び呂久光明園の施設整備に関する図面や資料が存在することが判明し、その内容の確認整理とデジタル化に着手しました。世界文化遺産の構成資産を長島とし、それを保護する手段としては文化財保護法による国指定史跡が最適であるため、次年度には文化庁の文化財調査官（史跡担当）による視察の実現を目指します。将来的な包括的保存管理計画への発展を目指して、法人独自の「保存管理活用計画」の策定にも次年度から取り組むことにしました。



2. 世界の記憶 保全・アクセス管理 WG

現在ユネスコにて進められているプログラムの「包括的見直し」にて、保全・アクセス管理計画が登録推薦時に必要となることが判明しています。日本の登録第一号「山本作兵衛コレクション」を保管している福岡県田川市の石炭・歴史博物館と、岡山県の主に歴史的公文書を保管している岡山県記録資料館を視察し、長島に保存されている歴史的記録物の今後の保全・アクセスのあり方の検討を行いました。



【次頁へ】

3. ポテンシャルな顕著な普遍的価値（OUV）の言明（案）策定に向けたヒアリング

ロードマップ委員会委員はロードマップ進捗管理・学術調査の事務局支援を委託した株式会社文化財保存計画協会担当者の助言を受けながら、年間を通して言明（案）の磨き上げを行いました。

2019年11月には本法人理事の中尾伸治、長島愛生園入所者自治会々長と屋猛司、邑久光明園入所者自治会々長とのヒアリングを実施し、指摘のあった内容を言明（案）に反映させました。



4. 文化庁文化財調査官（世界遺産担当）による視察の実施

2020年1月、文化庁の鈴木地平文化財調査官による長島の視察を2日に渡り実施しました。視察後には本法人役員、ロードマップ委員会委員を交えた意見交換会を行いました。調査官からはポテンシャルな顕著な普遍的価値の言明（案）へのご意見もいただき、ロードマップ委員会にて磨き上げを行いました。



※2019年度に実施しましたロードマップ進捗管理と学術調査の報告書を21ページ以降に掲載しております。ご覧ください。

5. 当該事業に係る活動計算書

単位：千円

経常収益		経常費用	
瀬戸内市補助金（地方創生）	1,914	業務委託料	1,215
会費、寄附金等法人自主財源	118	旅費交通費	634
		会議費、ボランティア昼食費、委員報酬ほか	183
合計	2,032	合計	2,032

定款の事業名/ユネスコ世界文化遺産・世界の記憶登録に向けた啓発交流推進事業 及び
歴史的建造物・史跡等を保存し、広く世界に対する社会的人権教育の場を提供する事業
事業名/啓発イベント事業「瀬戸内ほしのさざなみ映画館」

概要

映画館のない瀬戸内市に一夜限りの映画館をつくって地域を盛り上げたい！
瀬戸内市移住交流促進協議会（愛称「とくらす瀬戸内」）を中心とする瀬戸内市市民による実行委員会に本法人も加わり、国立療養所邑久光明園藪池運動場、道の駅黒井山グリーンパーク、国指定史跡寒風古窯跡群にて、それぞれの会場にマッチした作品の屋外上映会を開催しました。
邑久光明園では藪池運動場に大型トラックを3台搬入し、大型スクリーンをそれぞれに吊り下げ、一昨年大ヒットした「ボヘミアン・ラブソディ」を上映しました。上映前には邑久光明園社会交流会館学芸員の太田由加利さんによる光明園と藪池、盲人会にかつて存在した「クローバー楽団」の解説と昭和30年代の貴重な音源紹介が行われ、300人の参加者はこの場所でこの映画が上映される意義を感じました。
地元の裳掛地区からも多くの備品を搬入し、フードコーナーも開設されました。中でも光明園敷地内の特別養護老人ホーム「せとの夢」さんによる天ぷらうどんは、深まる秋の夜の寒さに好評を博していました。

1. 開催日時等

開催日/2019年11月3日（祝） 会場/国立療養所邑久光明園藪池運動場

参加者/350人（従事者50人を含む。）

上映作品/ボヘミアン・ラブソディ（2018年 20世紀フォックス 134分 日本語字幕付き）

付帯事業（当日午後）/邑久光明園フィールドワーク（参加者19人）

【来場者アンケート結果（回答数110）】

（居住地）岡山県内56% 瀬戸内市内36% 岡山県外8%

（光明園への来園数）はじめて62% 4回以下21% 5回以上17%



（撮影 松本紀子さん）

2. 当該事業に係る活動計算書

単位：千円

経常収益		経常費用	
瀬戸内市補助金（地方創生）	829	業務委託料	880
会費、寄附金等法人自主財源	63	印刷製本費、支払手数料、広告宣伝費	12
合計	892	合計	892

定款の事業名/国登録有形文化財（建造物）及び国指定史跡の登録に向けた学術調査事業 事業名/登録有形文化財プレート交付授与式の開催

概要

2019（平成31）年3月29日、官報号外第63号にて以下の国立療養所長島愛生園及び邑久光明園の建造物が国の登録有形文化財に登録されました。これは、国立ハンセン病療養所が所有する建造物が文化財保護法の文化財として登録された初の事例です。登録に伴い、文化庁からこれらの建造物所有者の両園に砲金鋳物（青銅）製の登録プレート（縦214mm、横300mm）がそれぞれ一枚ずつ交付され、瀬戸内市教育委員会教育長 東南信行様から両園長様と自治会長様に授与されました。また、本法人を代表して原憲一理事長から両園自治会にプレート設置費用等に活用いただくべく、それぞれ5万円を寄附いたしました。プレートは長島愛生園旧事務本館（歴史館）と邑久光明園恩賜会館に設置されています。ご来島の際にはご覧ください。

1. 登録物件

国立療養所長島愛生園

園長官舎（1930年築）、旧収容所（回春寮）（1930年築）、旧事務本館（歴史館）（1930年築）
旧洗濯場（文芸会館）（1930年築）、旧日出浴場（1930年築）

国立療養所邑久光明園

恩賜会館（1941年築）、奉安殿（1943年築）、物資運搬斜路（1938年築）
瀬溝棧橋（1949年築）、旧裳掛小・中学校第三分校（1939年築）

2. 開催日等

開催日/2019年7月31日（水） 会場/瀬戸内市役所2階応接室

出席者/国立療養所長島愛生園長 山本 典良様 入所者自治会長 中尾 伸治様
国立療養所邑久光明園長 青木 美憲様 入所者自治会長 屋 猛司様



3. 当該事業に係る活動計算書

単位：千円

経常収益		経常費用	
会費、寄附金等法人自主財源	100	支払寄附金	100
合計	100	合計	100

定款の事業名/ハンセン病患者に対する隔離政策の歴史を地域の歴史として検証する事業 事業名/大手前大学及び神戸芸術工科大学の受け入れ

概要

昨年度に引き続きカリキュラムの一環として長島を活動の拠点とされている2大学から、長島と対岸の裳掛地区での現地学習のサポート依頼があり、裳掛地区コミュニティ協議会の協力を得て両校の受け入れを行いました。裳掛地区の瀬戸内市民の方々が虫明港周辺の長島へのハンセン病患者隔離の歴史を伝える場所を大学（院）生に案内しました。

1. 2019年8月6日（火）～9日（金）大手前大学（西宮市）

邑久町史（地区史編）の長島に関する記述の英訳化課題に取り組むにあたり、9日にフィールドワークを実施しました。大学生と指導教官13人が参加しました。



2. 2019年11月15日（金）神戸芸術工科大学（神戸市）

長島未来プロジェクト（長島を拠点とした瀬戸内海沿岸地帯・島しょう部の地域再生）に取り組む基礎調査として、長島に加えて裳掛地区の当時の陣屋や地区の成り立ちを調査するフィールドワークを実施しました。大学院生と指導教官20人が参加しました。



当該事業に係る活動計算書

単位：千円

経常収益		経常費用	
会費、寄附金等法人自主財源	11	諸謝金	10
		支払手数料	1
合計	11	合計	11

定款の事業名/その他、本法人の目的を達成するために必要な事業

(瀬戸内市受託 2019 年度ふれあい福祉協会ハンセン病対策促進事業)

事業名/リーフレット及び啓発パネル作成事業

概要

長島の歴史やハンセン病問題に触れたことがない県内外の方を対象にリーフレット「記憶を受け継ぐ旅-長島と虫明の建造物と史跡で迎えるハンセン病隔離政策」を2000部作成しました。作成にあたり、長島両園にて保存されている写真はもちろん、地元裳掛地区からも古い写真を集めました。また、リーフレットの内容から主に両園の登録有形文化財を中心に、狭いスペースでも掲示ができるよう啓発パネル(7枚一組 二組作成)をコンパクトにまとめ、作成しました。啓発パネルは瀬戸内市において貸し出しておりますので、ご興味のある方は市民課人権啓発室(0869-22-3922)までお問い合わせください。



当該事業に係る活動計算書

単位：千円

経常収益		経常費用	
受取民間助成金	1,995	印刷製本費	1,923
		通信運搬費	23
		消耗品費、支払手数料ほか	49
合計	1,995	合計	1,995

瀬戸内市ふるさと納税型クラウドファンディング支援事業

概要

長島愛生園、邑久光明園と両園自治会の歴史的記録物の保存修復（脱酸性処理等）と両園自治会の証言映像の多言語化を目的に、2019年5月9日（邑久長島大橋架橋記念日）から12月31日までクラウドファンディング（資金調達）を瀬戸内市が実施されたところ、目標額300万円に対して107名の皆様から3,290,888円ものご支援をいただきました。多くの会員の皆様からのご支援や励ましのお言葉、SNS等でのPRなどを頂戴しました。心から感謝申し上げます。

10万円以上のご寄附へのお礼の品として製品化しました「長島愛生園十坪住宅貯金箱リバイバル版」は地元陶芸家の安倍安人先生、松川広己先生によるプレミアム版を含めて全国から11個の注文をいただきました。（通常のリバイバル版は現在も瀬戸内市ふるさと納税お礼の品としてお求めいただけます。）クラウドファンディング終了後には貯金箱のペーパークラフトを作り、ご自宅等でも作成いただけるようホームページに掲載しています。是非、ご利用ください。



長島愛生園十坪住宅貯金箱-未来につなげたい、大切な記憶プロジェクト-

<https://www.hansen-wh.jp/news/288/>



当該事業に係る活動計算書

単位：千円

経常収益		経常費用	
瀬戸内市補助金（地方創生）	257	印刷製本費	292
瀬戸内市補助金（応援基金）	64	広告宣伝費	25
		消耗品費、支払手数料ほか	4
合計	321	合計	321

定款の事業名/その他、本法人の目的を達成するために必要な事業

1. 法人ポスター掲載事業

独立行政法人国立病院機構中国四国グループ様や瀬戸内市内郵便局様など、合計 32 施設の皆様にご理解いただきポスターを掲載し、NPOのPRを行いました。

2. 普及啓発及び会員獲得を目的とした理事等による講演会事業

昨年度に引き続き、中学生、高校生、大学生及び成人の方を対象とした授業や講演会にお招きいただきました。（合計 10 回、参加者数 600 名）引き続きお声がけいただけましたら伺いますので、詳細は事務局までお問い合わせください。



3. 啓発品の開発（オンラインショップの開店）事業

ネットショップ「BASE」にNPOのオンラインショップを立ち上げ、ロゴマーク・ピンバッジなどの販売を開始しました。グッズを契機として多くの皆様に私どもの取り組みへの共感の輪が広がることを期待しています。



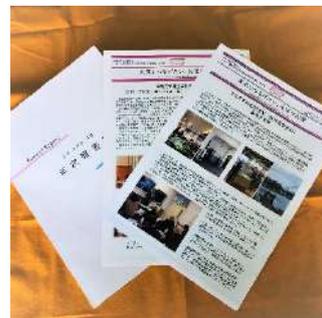
<https://hansenwh.base.shop/>



4. 会報誌及び年次報告書の作成・配布事業

11月と3月に会報誌を、6月に前年度の年次報告書を作成し、会員にご寄付をいただいた皆様に送付しました。

会報誌では会員の皆様による寄稿を募集しております。内容は問いませんので、ご協力いただける方は事務局までご連絡ください。



5. 当該事業に係る活動計算書

単位：千円

経常収益		経常費用	
会費、寄附金等法人自主財源	350	印刷製本費	184
		通信運搬費	141
		旅費交通費、消耗品費	25
合計	350	合計	350



2019（令和元）年度

決算報告



財務諸表の注記

令和2年3月31日 現在

【重要な会計方針】

財務諸表の作成は、NPO法人会計基準（2010年7月20日 2017年12月12日最終改正 NPO法人会計基準協議会）によっています。

(1) 棚卸資産の評価基準は原価基準により、評価方法は先入先出法によっています。

(2) 固定資産の減価償却の方法

間接法（ただし、ソフトウェア等無形固定資産は直接法）

有形固定資産：定率法（ただし、建物、建物附属設備及び構築物は定額法）

(3) 消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

貸借対照表

令和2年3月31日 現在

[税込] (単位:円)

		《資産の部》	
【流動資産】			
(現金・預金)			
現金	15,000		
普通預金 (ゆうちょ)	3,755,994		
普通預金 (ゆうちょ振替)	56,989		
普通預金 (中銀)	58,000		
普通預金 (備信)	3,003		
現金・預金 計	3,888,986		
(棚卸資産)			
啓発品	123,524		
棚卸資産 計	123,524		
流動資産合計		4,012,510	
【固定資産】			
(有形固定資産)			
什器備品	121,824		
什器備品減価償却累計額	△ 93,906		
有形固定資産 計	27,918		
固定資産合計		27,918	
資産合計			4,040,428
		《負債の部》	
【流動負債】			
前受正会員年会費 (2020年度)	20,000		
前受応援会員年会費 (2020年度)	1,000		
仮受金	6,000		
流動負債合計		27,000	
負債合計			27,000
		《正味財産の部》	
前期繰越正味財産		4,368,001	
当期正味財産増減額		△ 354,573	
正味財産合計			4,013,428
負債及び正味財産合計			4,040,428

活動計算書

自 平成 31 年 4 月 1 日 至 令和 2 年 3 月 31 日 [税込] (単位 : 円)

【経常収益】

【受取会費】

正会員受取会費	379,000	
応援会員受取会費	88,000	467,000

【受取寄付金】

受取一般寄付金	2,860,756	
長島両園入所者自治会寄附金	3,000,000	5,860,756

【受取助成金等】

受取民間助成金	1,994,743	
受取瀬戸内市補助金 (応援基金)	232,000	
受取瀬戸内市補助金 (地方創生)	3,000,000	5,226,743

【事業収益】

世界文化遺産事業収益	620	
世界の記憶事業収益	1,734	
その他事業収益	33,000	35,354

【その他収益】

受取利息	57	
雑収益	24,000	24,057

経常収益 計

11,613,910

【経常費用】

【事業費】

(人件費)

臨時雇賃金 (事業)	194,000	
人件費計	194,000	

(その他経費)

業務委託費 (事業)	2,095,000
諸謝金 (事業)	110,000
印刷製本費 (事業)	2,408,501
会議費 (事業)	26,440
旅費交通費 (事業)	698,105
通信運搬費 (事業)	203,184
消耗品費 (事業)	73,598
賃借料 (事業)	7,400
租税公課 (事業)	2,000
支払手数料 (事業)	110,038
支払寄附金 (事業)	100,000
瀬戸内市派遣職員負担金 (事業)	2,500,000
広告宣伝費 (事業)	49,898
交際費 (事業)	16,498
ボランティア昼食費 (事業)	16,841
委員報酬 (事業)	105,000

その他経費計

8,522,503

事業費 計

8,716,503

【管理費】

(人件費)

通勤費	176,800
臨時雇賃金	531,488
法定福利費	2,865
人件費計	<u>711,153</u>

(その他経費)

業務委託費	108,000
印刷製本費	641,443
会議費	224,544
旅費交通費	293,267
通信運搬費	230,608
消耗品費	450,291
修繕費	34,265
賃借料	8,562
減価償却費	27,918
租税公課	1,050
支払手数料	9,379
瀬戸内市派遣職員負担金	500,000
広告宣伝費	6,500
委員報酬	5,000
その他経費計	<u>2,540,827</u>

管理費 計

3,251,980

経常費用 計

11,968,483

当期経常増減額

△ 354,573**【経常外収益】**

経常外収益 計

0

【経常外費用】

経常外費用 計

0

税引前当期正味財産増減額

△ 354,573

当期正味財産増減額

△ 354,573

前期繰越正味財産額

4,368,001

次期繰越正味財産額

4,013,428

ご寄附いただいた皆様

※2019年4月1日～2020年3月31日領収分。ご了承くださいました方のみ、ご芳名と金額を公開させていただきます。

ご芳名	金額
八幡 智恵 様	30,000 円
藤澤 祥子 様	10,000 円
伊藤 増男 様	500,000 円
古林 海月 様	6,000 円
「生 -SEI-」展・新川裕子 様	8,256 円
本幡 照夫 様	10,000 円
安野 豊 様	50,000 円
釜井 大資 様	192,000 円
匿名 様 (合計 8 者)	
合計	2,860,756 円

瀬戸内市企業版ふるさと納税（まち・ひと・しごと創生寄附活用事業）でご支援いただいた企業様

プロジェクト名：ハンセン病療養所世界遺産登録推進プロジェクト

※2019年4月1日～2020年3月31日瀬戸内市領収分。ご了承くださいました範囲内で公開させていただきます。

※ご寄附は全額を瀬戸内市補助金（地方創生）として受け入れ、事業費に支出させていただきました。心から感謝申し上げます。

ご企業名	所在地
医療法人社団 純心会 様	香川県善通寺市
合計金額	3,000,000 円

世界文化遺産「顕著な普遍的価値の言明」文案作成

長船中学校では3年生（73期生）112名全員が地域学習としてハンセン病問題学習に取り組み、長島を訪問し学んだこと、伝えたいことの成果として世界文化遺産「顕著な普遍的価値の言明」を作成されました。その中から、私どもの今後の言明案作成に参考としたいアイデア・視点で簡潔に作成された文案をご紹介します。

3年A組 田中 美羽

長島愛生園に行き、自分で見て、普通の島だなと思った。家が点々とし、普通の島に見えるが、収容棧橋→収容所→監房→納骨堂→恵の鐘→歴史館を見てまわり、暗い歴史が見えた。

収容棧橋では「ここから、すべてが始まったんだな」と思った。今は崩れて、もう外に出て行っているよって呼びかけているようで安心した。

収容所では、実際に中に入ってベッドやお風呂を見たりして寒い雰囲気だった。皆で入っても間が空くぐらい広く、お風呂は狭かった。ここでDVDで見た消毒をかけられたり、検査されたりしたんだなと実感した。

監房はDVDにも出てきていなく、初めて見た。

大きく、中に一人で入ると寂しいなと思った。

納骨堂はこれまで見た中で、一番きれいで、白かった。何千人以上の方が家族にさようならを言えないまま亡くなって、しかも家族の元や、自分の居場所がないことを目の当たりにする切なさに心が痛んだ。

恵の鐘は唯一、患者さんの希望や怒りが見えた場所。そこからの眺めは良く、昔ほどのように映っていたのかが気になった。

実際に長島愛生園に行き、分かったことや感じたことが多く、DVDでは語られなかったことが聞けて良かった。偏見や差別はだめだと分かっているけど、やってしまう人間なのでその考えをどう変えていくかが大切だと改めて思った。ハンセン病の偏見は今ではもう少なくなっているかもしれないが、自分の普通を貫くのではなく、違う角度や方向から見て、新しい考えをもっていきたいということを私は皆に伝えたい。したがって、ナガシマは顕著な普遍的な価値を持っている。

3年B組 後藤 愛実

私が「ハンセン病問題」学習について考えたことは主に二つ。一つは「国家の間違い」、一は「差別の意義」。

「国家の間違い」、それは「らい予防法」を確立させたことだと私は考える。法律になれば全員逆らえない、全員が「らいは伝染病だ」と信じてしまう。もし、この法律がなければ尊い人権も、一生離れなかったであろう人々も守れていたはずだ。間違った偏見も差別も根強く残らなかったはずだ。

次に「差別の意義」。このハンセン病における差別は実に「無用」。家族との縁を切る、名前を捨てる、自由を奪われる。このような人権侵害の理由が「日本の見栄、世間体を守るため」。その程度で潰れる世間体ならたかが知れている。もっと早くハンセン病についての研究をすれば解決だっただろう。後で思っても遅い。後悔はできるが事実を変えることはできない。これからの社会にも私たちにも言えることだ。

その後悔の事実と、国家の罪の象徴・証拠がナガシマだと私は強く考えている。したがって、ナガシマは顕著な普遍的な価値を持っている。



生徒代表が学習の成果を中尾会長に報告しました。（左：木下桃果さん、右：後藤愛実さん）2020年3月23日

ハンセン病療養所のユネスコ「世界文化遺産」及び「世界の記憶」
(世界記憶遺産)登録に向けたロードマップ(2019年4月～2022年3月)
2019年度進捗管理・学術調査

報告書(概要版)

令和2(2020)年6月

特定非営利活動法人
ハンセン病療養所世界遺産登録推進協議会



例言

- 一、本書は、特定非営利活動法人ハンセン病療養所世界遺産登録推進協議会(以下、本法人)が2019年3月に策定した「ユネスコ世界文化遺産及びユネスコ世界の記憶(世界記憶遺産)登録に向けたロードマップ(2019年4月～2022年3月)」(解説書を含む。以下「ロードマップ」という。)の2019年度における進捗管理及び学術調査の報告書である。
- 一、本書は、ロードマップ解説書目次にて示した記載事項を可能な範囲で踏襲しつつ新たな記載事項(論点)を追記することでロードマップ解説書(2019年3月策定)との連続性を確保した。具体的には本書作成の便宜上、ロードマップ解説書の記述を変更した記載事項には「変更あり」、新たな記載事項には「追記」、削除した記載事項には「削除」とそれぞれ記載した。
- 一、ロードマップの進捗管理及び学術調査は、本法人ロードマップ委員会(委員長 長島愛生園歴史館主任学芸員田村朋久)、ワーキング・グループ(WG)及び事務局支援を委託した株式会社文化財保存計画協会にて実施した。
- 一、ロードマップ及び本書(報告の基礎となった調査等資料を含む。)の著作権は本法人に帰属するため、無断転載を禁ずる。

委員長あいさつ

ハンセン病療養所のユネスコ「世界文化遺産」及び「世界の記憶」登録に向けたロードマップ委員会は、2019年3月に2019年度から2021年度のロードマップを策定し、2019年度から本格的な進捗管理と学術調査を開始しました。

昨年度はこの後詳細をご報告させていただくとおり、「世界文化遺産」に関して2つ、「世界の記憶」に関して1つのワーキング・グループを開設し、具体的な調査と検討に着手しました。しかしながら本委員会委員及びワーキング・グループ構成員の皆様には多忙な日常業務の中での兼務という形でご無理を申し上げご参集いただいているため、大幅な作業の前進には繋がっておらず、期待をお寄せいただいている方々には申し訳ない気持ちでおります。一方で拙速は避け、遅々としてでも一步一步確実に関係者との調整を経た上での調査を行うことが現時点では重要とも考えております。何卒ご理解いただければ幸いです。

本年1月30日、31日には文化庁世界遺産担当文化財調査官の鈴木地平氏をお招きし、長島愛生園、邑久光明園の現地視察が実現しました。また翌2月にはアリス・クルス国連ハンセン病差別撤廃特別報告者が来島し、療養所の世界遺産登録に対して理解を示されました。2020年度以降も本委員会委員とともに、多方面の皆様と連携を図りながら事業の進捗に努めますので、ご指導ご鞭撻賜りますようお願い申し上げます。

最後にロードマップの進捗管理と学術調査に関する本法人事務局支援は、株式会社文化財保存計画協会の皆様をお願いいたしました。厚くお礼申し上げますとともに、引き続き学術的かつ技術的な助言と提案をいただけますようお願い申し上げます。

2020（令和2）年6月

特定非営利活動法人

ハンセン病療養所世界遺産登録推進協議会

登録に向けたロードマップ委員長

（長島愛生園歴史館主任学芸員）

田村 朋久



1-1. 実施体制

本法人ロードマップ（RM）委員会の下に3つのワーキング・グループ（WG）を設け、適宜オブザーバーの助言を得ながら効率性かつ専門性を確保し、進捗管理及び学術調査を実施した。ロードマップ委員会委員及び3つのWG構成員は以下のとおりである。なお、全ての進捗管理及び学術調査にはこれらの事務局支援を委託した株式会社文化財保存計画協会職員及び本法人事務局長が参画した。また、ロードマップ委員会及び3つのWGの所掌する調査等の詳細は、5.参考資料の5-1.委員会細則、5-2.登録に向けたロードマップ委員会ワーキング・グループ設置要綱を参照されたい。

1-1-1. ロードマップ委員会 委員

役職	所属	氏名
委員長	長島愛生園歴史館 主任学芸員	田村 朋久
委員	邑久光明園社会交流会館 学芸員	太田 由加利
委員	瀬戸内市教育委員会社会教育課 課長補佐 (兼)文化振興係長	若松 拳史
委員	長島を考える建築家グループ事務局 (株)ココロエー級建築士事務所	片岡 八重子
委員	岡山県ハンセン病問題対策協議会 委員 元岡山県ハンセン病問題関連史料調査 委員会 委員 弁護士	則武 透

1-1-2. 世界文化遺産 建築・資料調査 WG 構成員

法人内役職	所属	氏名
RM 委員長	長島愛生園歴史館 主任学芸員	田村 朋久
理事	工学院大学 准教授	境野 健太郎
監事	国立療養所長島愛生園 事務部長	安野 豊
監事	国立療養所邑久光明園 事務部長	上野 玄彦
RM 委員会 委員	邑久光明園社会交流会館 学芸員	太田 由加利
RM 委員会 委員	長島を考える建築家グループ事務局 (株)ココロエー級建築士事務所	片岡 八重子
RM 委員会 委員	岡山県ハンセン病問題対策協議会 委員 元岡山県ハンセン病問題関連史料調査 委員会 委員 弁護士	則武 透
-	東京大学大学院工学系研究科建築学専攻計画 系大月研究室 博士課程	朴 玟貞

1-1-3. 世界文化遺産 建造物保全・史跡等調査 WG 構成員

法人内役職	所属	氏名
RM 委員長	長島愛生園歴史館 主任学芸員	田村 朋久
理事	国立療養所長島愛生園 園長	山本 典良
理事	国立療養所邑久光明園 園長	青木 美憲
理事	東京大学 教授	大月 敏雄
RM 委員会 委員	瀬戸内市教育委員会社会教育課 課長補佐 (兼) 文化振興係長	若松 拳史
RM 委員会 委員	長島を考える建築家グループ事務局 (株) ココロエ一級建築士事務所	片岡 八重子
-	岡山理科大学 准教授	弥田 俊男

1-1-4. 世界の記憶 保全・アクセス管理調査 WG 構成員

法人内役職	所属	氏名
RM 委員長	長島愛生園歴史館 主任学芸員	田村 朋久
RM 委員会 委員	邑久光明園社会交流会館 学芸員	太田 由加利
-	「愛生」編集部	駒林 明代
-	「楓」編集部	山田 香苗

1-2. 実施経過

名称	実施日	会場
RM 委員会	2019年4月17日、5月29日、6月27日 7月19日、10月4日、11月12日・13日 (ヒアリング)、2020年1月30日・31日 (文化財調査官視察)、2月18日	瀬戸内市中央公民館ほか
建築・資料調査 WG	2019年8月23日、28日、9月2日～6日、 9月18日～20日、12月2日・3日	長島愛生園ほか
建造物保全・史跡等調査 WG	2019年8月30日、9月3日、12月3日、 2020年2月18日	邑久光明園ほか
保全・アクセス管理調査 WG	2019年9月2日、15日、24日	長島愛生園ほか

1-3. 実施報告

1-3-1. ユネスコ世界文化遺産

a. ポテンシャルな顕著な普遍的価値（OUV）の言明（案）の磨き上げ

推薦書原案を作成する上で最も重要な位置を占める記述である。2019年度を通じて磨き上げを行った結果は3-3-1（40ページ）のとおりである。当該言明は、ユネスコ世界遺産委員会にて登録が決定されるまで繰り返し検討される性質を持つことに留意しつつ、推薦する資産が世界遺産として持つ価値、主張点（ナラティブ）が適正かつ簡潔に表現できるよう2020年度も引き続き磨き上げを行う。

b. 資産の法的保護の可能性

文化財保護法による国指定史跡が最適である。当該手続きは所有者の申請に基づき開始されるものではなく、国（文化庁）が主体的に実施する。その過程で（都道府）県は史跡の価値について意見具申を行い、市（町村）は調査報告（書）を作成しこれを担保する先例が多く存在する。必ずしも市（町村）と（都道府）県の史跡指定を受けた後に国が史跡指定を検討するものではなく、あくまで当該史跡が国指定史跡にふさわしい価値を有しているかに依る。本件に関しては、長島全体が国指定史跡にふさわしいか、あるいは長島の一部エリアを限定して（ゾーニング）史跡とするか、どのような価値付けが必要か等の技術的かつ学術的な論点が存在するが、これらについては瀬戸内市と岡山県を通じて文化庁文化財調査官（史跡担当）による長島の視察を実施し、助言を求める必要がある。

また、国指定史跡内での現状変更には文化庁長官の許可が必要となるが、軽微な内容についてはその事務が市（町村）及び（都道府）県に権限移譲されている。（現状変更には至らない日常管理事務は国指定史跡内であっても許可は不要である。）国指定史跡内での建造物の新築や滅失、土地の開発は現状変更となり許可の対象となり、史跡としての本質的な価値を損なう現状変更は許可されない。一方で、既存の施設を活用し、史跡内の歴史を伝える施設に転用する例なら許可される可能性がある。長島を将来的にどのように保存管理し、そして活用するかについて世界文化遺産に関するそれら以上により具体的な検討を進めねばならない。

更に、長島内の2つの国立ハンセン病療養所入所者の生活と医療看護介護体制に影響を与えぬ形で国指定史跡が実現できるのか、一部エリアを限定する（ゾーニング）必要があるのか等については、現在の施設の運用や整備の態様が日常管理事務に該当するのか、現状変更に該当し許可が必要となるのか、そしてその許可にはどのような手続きが必要なのか、それらの手続きが入所者の生活に影響しないかを調査し、協議を進める必要がある。

なお、長島の国指定史跡の範囲（ゾーニング）を検討する場合、技術的には次の3パターンが可能である。**具体的な範囲や範囲内に含まれる構成要素はあくまで仮のイメージであることに留意し、**今後の協議の際の叩き台としたい。関係者においても議論の基礎として大いに活用されたい。

【史跡範囲イメージ①】長島全体を範囲とする場合（別紙A3資料参照）

【史跡範囲イメージ②】長島の一部を除外する場合（別紙A3資料参照）

【史跡範囲イメージ③】長島の一部のみを対象とする場合（別紙A3資料参照）

c. 文化庁文化財調査官（世界遺産担当）による視察の実施

文化庁文化資源活用課文化遺産国際協力室文化財調査官（世界遺産担当）鈴木地平氏による視察を以下のとおり実施した。なお、鈴木調査官からは本法人が行った「ポテンシャルな顕著な普遍的価値（OUV）の言明」（案）について、3-3-1（40ページ）のとおり助言をいただいた。併せて参考とされたい。

期日 2020年1月30日・31日

内容 国立療養所長島愛生園及び邑久光明園視察（田村朋久 RM 委員長、太田由加利 RM 委員会委員アattend、若松拳史 RM 委員会委員、文化財保存計画協会職員2名 随行）

意見交換会（原憲一理事長、武久顕也副理事長ほか本法人役員、RM 委員会委員合計13名出席）

意見交換会における鈴木調査官発言要旨

- ・長島には長島と療養所に関わった人々の歴史や記憶を伝える本物の物証が残っている。
- ・しかしながら、それら本物の物証は崩れかかっており、非常に危うい状態にある。今度どのように保存す

べきか検討されねばならない。

- ・法人内で進められている「ポテンシャルな顕著な普遍的価値（OUV）の言明」（案）の作成は、評価基準 vi を中心として iii と v と共に磨き上げるという方針は、現段階では合理的である。
- ・本件に関する技術的な支援は可能である。今後も必要に応じて連絡していただきたい。
- ・国指定史跡に関しては、瀬戸内市と岡山県から文化庁の史跡担当調査官に視察依頼をしていただきたい。

d. 長島の周辺環境におけるバッファゾーン設定の方向性（自然公園法に関する調査）

長島周辺の瀬戸内海は、瀬戸内海国立公園として自然公園法上の普通地域に指定されているが、長島は無指定である。長島愛生園入所者自治会及び邑久光明園入所者自治会によると、過去には定期的に邑久町（現瀬戸内市）の職員から普通地域又は特別地域への編入に関する打診があったとのことである。そこで、長島愛生園入所者自治会資料を閲覧し、瀬戸内市環境部環境課にヒアリングを実施したところ、以下の経緯が判明した。

時期	内容
2002（平成 14）年 4 月	総務省岡山行政評価事務所が、長島は「自然環境が豊かで、追加指定に該当する」と環境省に勧告。
2003（平成 15）年 8 月	第 1 回点検。編入後には各種規制がかかることにより入所者の生活に影響が出るのが懸念されるため、早急に判断できない。第 2 回点検（平成 20 年）に向けて検討する。
2008（平成 20）年	第 2 回点検。詳細は不明だが、普通地域又は特別地域への編入は行われず。

瀬戸内市環境部環境課によれば、2008 年の第 2 回点検までは岡山県内で定期的な点検が行われていたが、現在、そのような事務は執行されておらず、また、岡山県所管部署（生活環境部自然環境課）によれば、岡山県下で新たな瀬戸内海国立公園への編入計画は無いとのことである。

また、環境省国立公園課によれば、新たに国立公園に編入するためには環境調査（通常、数年を要する）を実施し、関係自治体や関係機関との協議、パブリックコメントを経て公園計画を変更する必要があるとのことである。

今後、バッファゾーンの保護手段として自然公園法を検討する必要がある際には参考とされたい。

e. 未調査図面等の整理

WG にてこれまで未調査の長島愛生園施設整備図面等（昭和 5 年の開園から昭和 20 年代、一部昭和 60 年代）及び邑久光明園施設整備図面等（昭和 13 年の開園から昭和 33 年を主としつつ、外島保養院の移転先として長島西部が決定され、光明園と名称が定まる前のものを一部含む。）の整理（目録作成及びスキミング）に着手した。現存しない建造物や施設、土地利用の変遷が判明することは、世界文化遺産的にも、また国指定史跡的にも学術的な価値付けを行う際に有益である。更に、両園自治会資料と照らし合わせて自治会の要望が如何にして両園整備や施策に反映されたか判明すれば、療養所内の自治組織、自治機能の役割を立証することに繋がるかと期待する。

なお、これら図面等はそれら自体が世界の記憶の対象となる可能性があるため、4-10.推薦候補物件の現状（51 ページ）に追加記載した。

1-3-2. ユネスコ世界の記憶（世界記憶遺産）

a. ユネスコにおける世界の記憶プログラム「包括的な見直し」に関する情報収集

4-1.（46 ページ）のとおり、情報を収集し分析を行った。

b. 改訂版一般指針（2017年12月承認）申請様式等の和訳

4-5. (48 ページ) のとおり、2020 年度の作業を進める上で当面必要な個所の和訳（仮訳）を行った。

c. 保存アクセス管理計画に関する調査

4-8. (50 ページ) のとおり、情報を収集し今後の方針を示した。

d. 登録対象物件の選定

4-10. 推薦候補物件の現状 (51 ページ) のとおり、本件の候補となる歴史的記録物等は膨大かつ多岐に渡ることが判明している。テーマの選定にあたっては、2-3. 基本コンセプト (28 ページ) のとおり、「国策としてのハンセン病患者隔離政策の歴史」と「療養所入所者の人間としての強さとレジリエンス (回復力) の証明」を中心とするが、より具体的なテーマと歴史的記録物等の選定にあたりどのような点に注意すべきかについて、2017 年 10 月に国際登録された「朝鮮通信使に関する記録」日本学術委員経験者に助言を求めたところ、「一次資料の学術的な価値を見極めた上でテーマを抽出すべきである。テーマありきで一次資料を選定してはならない」との指摘を得た。「朝鮮通信使に関する記録」では、「外交記録」「旅程の記録」「文化交流の記録」がテーマとして抽出され、それらに属する一次資料の世界的重要性が証明され、国際登録されている。

そこで、本件に関する膨大な一次資料が掲載された「長島は語る」に改めて注目したい。

熊本地方裁判所においてハンセン病国家賠償請求訴訟の判決が確定した翌年、2002 年 6 月に岡山県はハンセン病問題関連資料調査委員会を設置し、ハンセン病問題関連資料・史料の収集及び蓄積を行うこととした。同委員会は発足当初、「資料集」と「通史」の二部構成による資料集刊行を予定していたが、それまで未公開だった一次資料が長島愛生園及び邑久光明園に豊富に保存されていることが判明し、これら文書資料を中心としつつ通史に対応する解説を加えた「前編」「後編」から成る「長島は語る 岡山県ハンセン病関係資料集 (合計 1,565 ページ) を 2009 年 3 月に刊行した。下線部のとおり、一次資料をベースとした通史 (解説) が加えられている。

「長島は語る」に収録されている一次資料 (前編 489 点、後編 451 点) の保管施設別内訳は次の通りである。

	保管施設	点数
前編	長島愛生園	373 (内、園所有一次資料 344)
	邑久光明園	43 (内、園所有一次資料 17)
	その他	73
後編	長島愛生園	223 (内、園所有一次資料 141)
	邑久光明園	126 (内、園所有一次資料 55)
	その他	102

これらの内、長島愛生園が所有する一次資料 (合計 485 点)、邑久光明園が所有する一次資料 (合計 72 点) は「国策としてのハンセン病患者隔離政策の歴史」を証明する歴史的記録物である可能性が高い。そこで 2020 年度から、両園が保管しかつ所有するこれら合計 557 点の一次資料を、4-5. (48 ページ) 改訂版一般指針 (2017 年 12 月承認) 申請様式等 (仮訳) に基づき作成するフォーマットに入力する作業に取りかかる。

2. ロードマップの基本コンセプト及びロードマップ

2-1. 説明

2-1-1. ユネスコ世界文化遺産 2019 年度変更あり

文化的意義が国境を超えるほど顕著であり、今日及び次世代のすべての人類に共通に重要である「顕著な普遍的価値」を有する記念建造物や遺跡。土地や建物という不動産の資産が対象である。1972年の第17回ユネスコ総会にて採択された世界遺産条約にもとづく制度で、遺産保有国を中心に国際的な協力と援助の下で登録資産の保護・保全が行われている。日本では1992年に世界遺産条約が発効し、19件が文化遺産として登録されている。（2020年5月末現在）

2-1-2. ユネスコ世界の記憶（世界記憶遺産）2019 年度変更あり

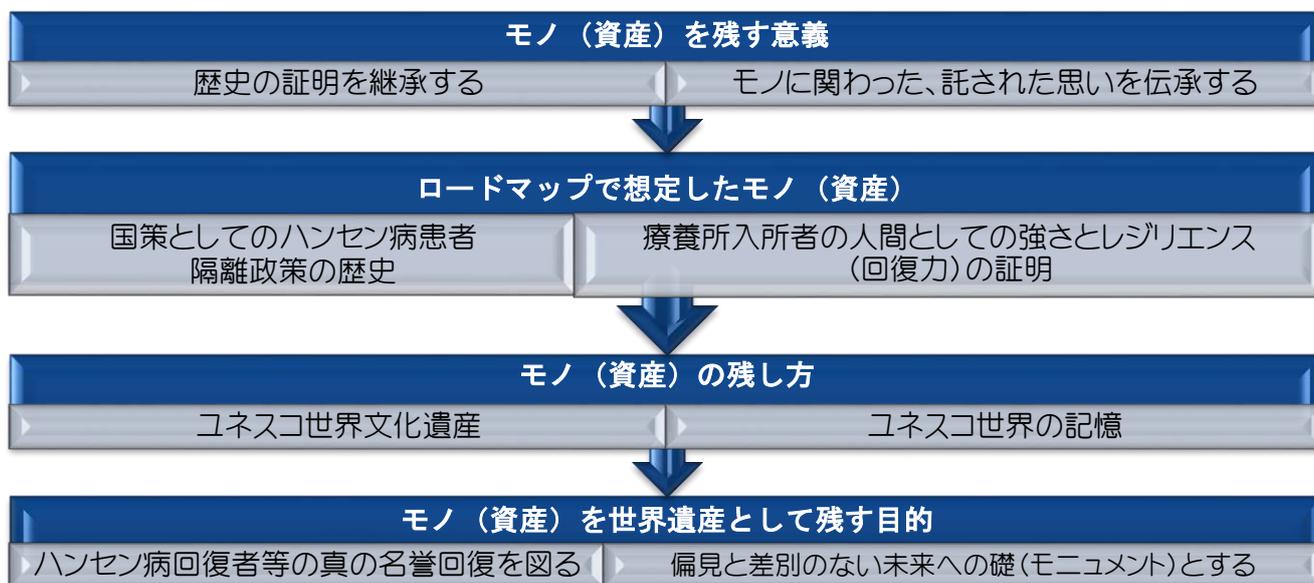
世界的重要性を有する歴史的記録物。文書や音声、画像という動産の資産が対象である。1992年に創設されたユネスコ主催事業で、資産の保全とその重要性について世界的な認識を高めることや資産への普遍的なアクセス確保の支援を目的とする。国際、地域、国内それぞれの登録カテゴリーがあり、日本では国際登録に7件、地域登録に1件がそれぞれ登録されている。（2020年5月末日現在）なお、日本は国内カテゴリーを持たない。

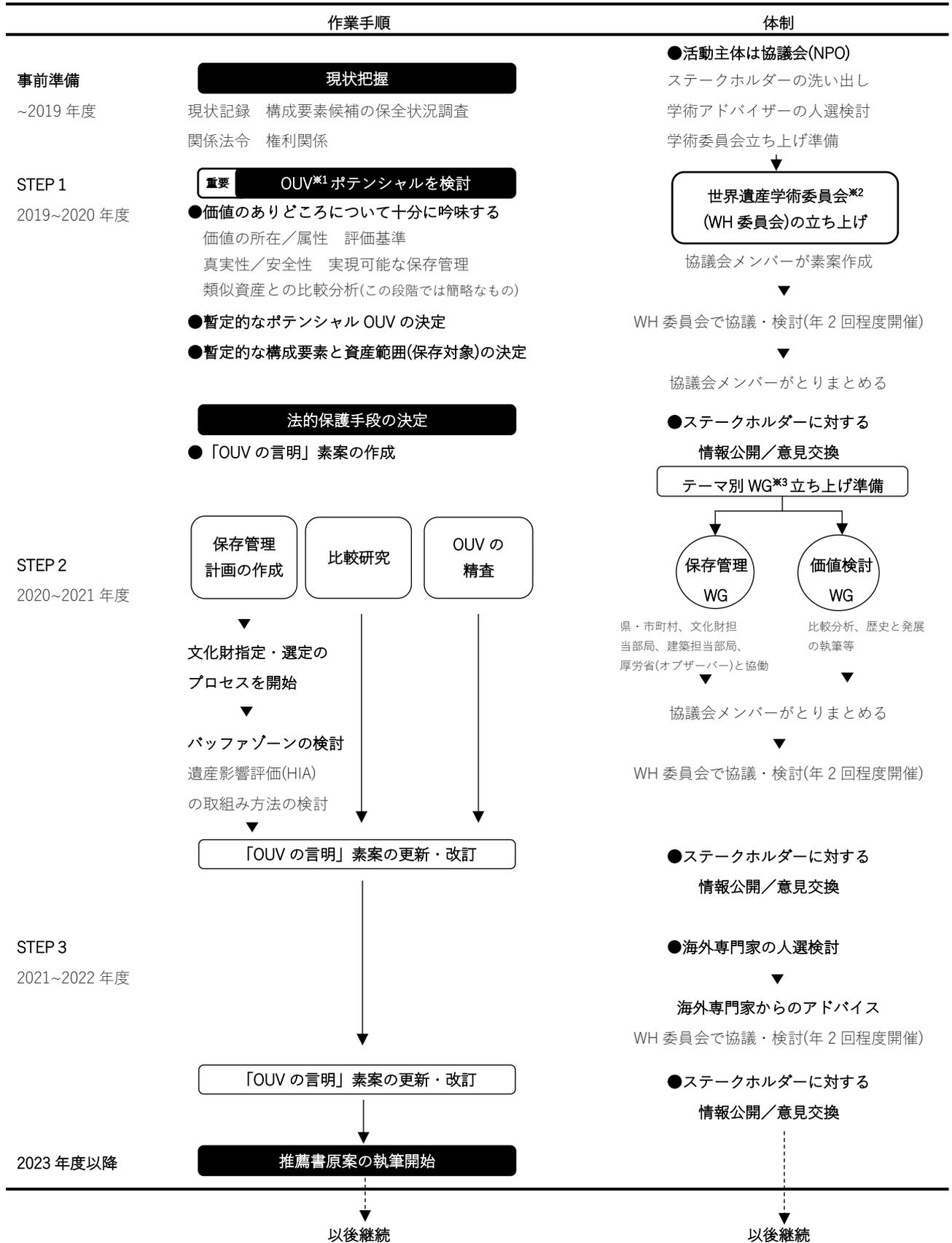
※2017年10月に国際登録された「朝鮮通信使に関する記録」には岡山県瀬戸内市牛窓町の本蓮寺が所有する「朝鮮通信使詩書」9点が含まれている。

2-2. ロードマップを作成する上で想定した資産

- a. 世界文化遺産：岡山県瀬戸内市邑久町虫明長島内に設置されている国立療養所長島愛生園及び国立療養所邑久光明園内に存在する建造物群等を対象とした。
- b. 世界の記憶：国立療養所長島愛生園、国立療養所邑久光明園、岡山県内の公的機関、及び国立療養所長島愛生園、国立療養所邑久光明園それぞれの入所者自治会、資料館並びに岡山県内の民間団体にて保管されている資料等歴史的記録物を対象とした。

2-3. 基本コンセプト

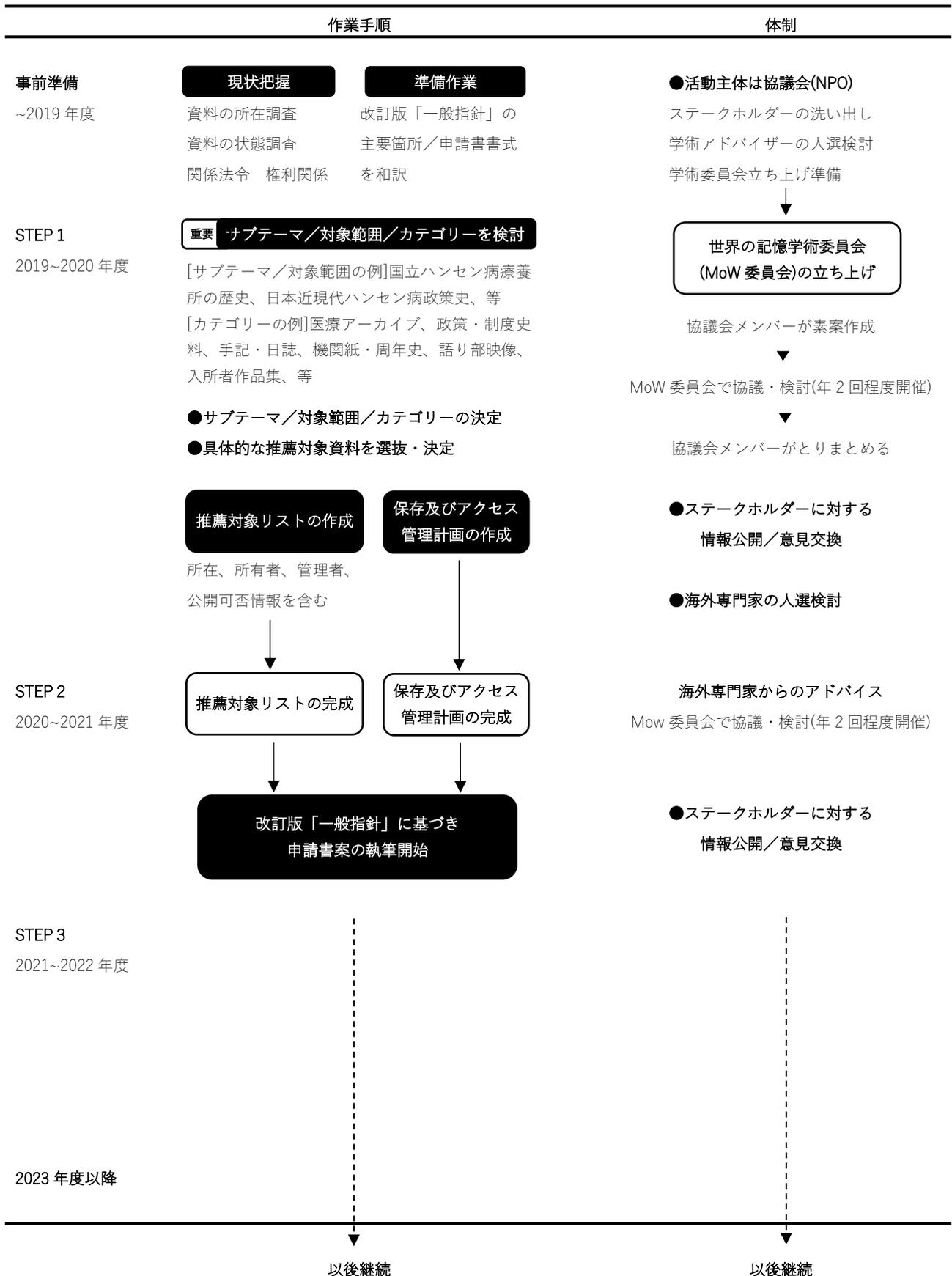




※1 OUV=Outstanding Universal Value の略。世界遺産に登録されるための必要条件。国の違いを超えて、現代・将来の人類にとって重要な文化遺産・自然遺産のこと。

※2 学術委員会=世界文化遺産等の専門家を委員とし、協議会が作成した素案への諮問に答える機関を想定する。

※3 WG=Working Group の略。



3. 解説：世界遺産（World Heritage）推薦に向けて

3-1. 世界遺産を取り巻く国内の現状と今後の見通し

3-1-1. 世界遺産登録までの流れ

まず、世界遺産条約の締約国政府が、同条約の事務局であるユネスコ世界遺産センターに提出している国別の「暫定一覧表」に将来の推薦候補案件を記載する。締約国政府は、暫定一覧表記載の資産の中から、準備の整ったものを推薦する。ユネスコへの推薦書提出締め切りは、毎年2月1日である。提出された推薦書に書類上の不備がなければ、文化遺産の場合は諮問機関であるICOMOS（国際記念物遺跡会議、イコモス）が評価調査を行い、翌年7月ごろの世界遺産委員会で最終的な審査が行われる。

3-1-2. 日本における暫定一覧表記載文化遺産の現状 2019年度変更あり

昨年、2019年6月30日から7月10日にかけてアゼルバイジャン共和国のバクー市で開催された第43回世界遺産委員会にて「百舌鳥・古市古墳群—古代日本の古墳群」が世界遺産一覧表に記載された。よって、現在、我が国の世界遺産暫定一覧表（以下、暫定一覧表）記載の文化遺産は、6件である。

3-1-3. 世界遺産推薦を準備する上での課題

a. 世界遺産新規推薦案件の審査件数の抑制傾向と我が国の傾向 2019年度変更あり

世界遺産一覧表に記載されている資産の数は 2020年5月現在で1,121件を数え、それに伴って生じる保存管理問題への対処なども増えて、事務局である世界遺産センターの業務量が増大している。そこで近年、世界遺産委員会では世界遺産一覧表の記載総数に制限はないとする一方で、新規案件を事務局が管理可能な規模にするために各年の新規の審査対象件数を35件に抑制している。それゆえ、世界遺産を巡る国際的な動向を敏感に捉え、またそれらを十分に踏まえて、「顕著な普遍的価値」の証明や適切な保存管理計画の作成を行うことがより一層強く求められている。このような状況の下、各国からの推薦についても、2019年1月に提出した推薦案件（2020年審査）より、文化遺産、自然遺産、複合遺産のいずれか1件のみとなり、我が国の推薦を勝ち取るためこともより狭き門となっている。これまで我が国からは 19件の文化遺産、4件の自然遺産が世界遺産一覧表に記載されている。

3-1-4. 暫定一覧表追加記載の見通し 2019年度変更あり

複数の関係者に聴き取りを行ったところ、いずれも暫定一覧表の追加記載の時期・方法などは未定という答えである。

したがって、当該ロードマップでも現段階では本件について具体的なタイミングを想定することはできないが、2020年に『奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島』が順調に世界遺産一覧表に記載されれば暫定一覧表に記載されている案件6件全てが文化遺産候補となり、その進捗状況もまちまちである。よって、本案件も着々と当該ロードマップに従い手順を踏んで準備し、関係機関からの情報収集に務め、近い将来の暫定一覧表追加記載の機会を逸しないこととする。

3-2. ポテンシャルな「顕著な普遍的価値（OUV）」の証明に向けた学術調査の方向性

3-2-1. ポテンシャルな OUV 設定のための検討

a. OUV とは

世界遺産一覧表へ記載されるためには、その自然遺産および文化遺産が「顕著な普遍的価値」（Outstanding Universal Value, OUV）を有していることが条件である。

「顕著な普遍的価値」とは、（その遺産の）「文化的および／または自然的意義が国境を超えるほど顕著であり、今日および次世代のすべての人類にとって共通に重要であることをいう。したがって、その遺産の恒久的保護は国際社会全体にとって最高の重要性をもつ。（世界遺産）委員会は、世界遺産一覧表記載のための評価基準を定義している」（2017年改定版の「世界遺産条約履行のための

作業指針」（以下、作業指針 第 49 段落より。本法人訳）

なお、OUV があると認められるには、評価基準を満たしていることに加えて、完全性と真実性が十分にあり、保存管理体制が整っていることが必要である。（リソースマニュアル『世界遺産推薦準備のてびき』（以下、リソースマニュアル）

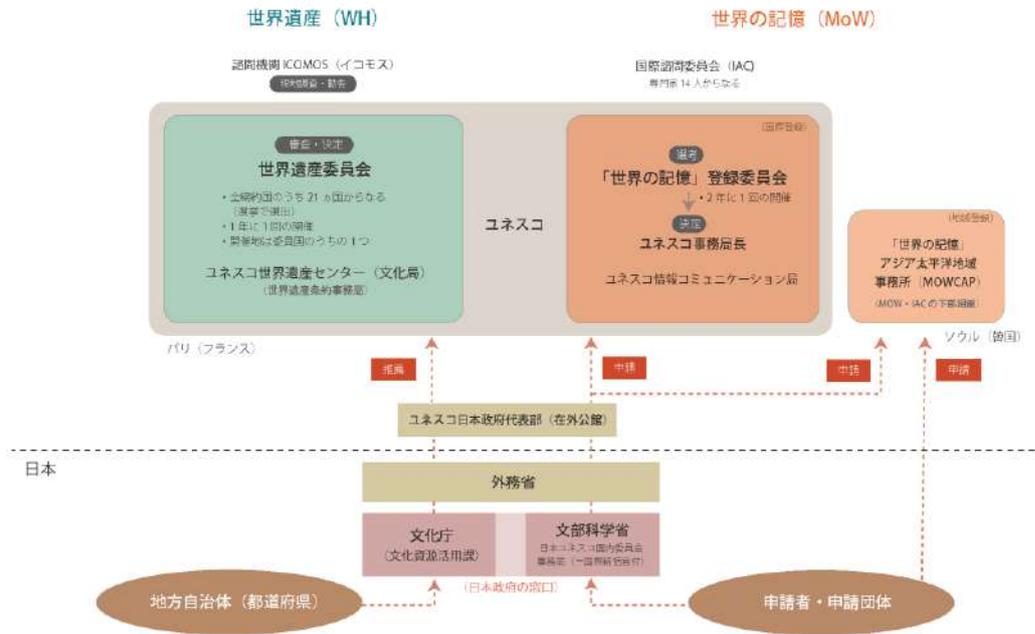


図 1 「世界遺産」及び「世界の記憶」（従来）の申請から登録決定までの流れ

b. OUV のポテンシャルの検討

ある資産に「顕著な普遍的価値」（Outstanding Universal Value, OUV）があるかどうかは、世界遺産委員会で最終的に認められて初めて決まる。それまでは、推薦者の「提案」であるので、当該ロードマップではリソースマニュアルに倣い「ポテンシャル OUV」と呼ぶことにする。

世界遺産推薦書の根幹は、なぜその資産に OUV のポテンシャルがあるかを表現することである。そしてポテンシャル OUV が暫定的にでも定まらないうちは、推薦に関する他の事柄を決めていくことができない。例えば、資産範囲の設定は、OUV の価値を具体的に表現している要素を過不足なく含む必要があり、また保存管理の方針を決める際には「属性」を保護、保全、管理することを主眼にする必要がある。

そのため、全ての作業に先立って、登録推進の当事者が、この資産のポテンシャル OUV のありどころをじっくり検討することが非常に重要である。そのためにまずは本法人内で、次には専門家のアドバイスを受けながら、様々な問いの答えを探す作業を実施する必要がある。

c. ポテンシャルな OUV の言明とは

「顕著な普遍的価値の言明」案とは、当該資産が体現する顕著な普遍的価値だと考えられるものを 1、2 ページで簡明に述べるものである。作業指針の第 155 段落によると、「言明」は以下によって構成される。

- a) 総合的所見 Brief synthesis
- b) 評価基準の証明 Justification for Criteria
- c) 完全性の言明 Statement of Integrity
- d) 真実性の言明 Statement of Authenticity
- e) 保存管理の要件 Requirements for protection and management

d. 推薦書原案とは

世界遺産推薦書原案とは、暫定一覧表に記載されている資産について、資産が所在する自治体（都道府県と市町村）が推薦書の書式にそって作成し、年度末に文化庁へ提出する文書を指す。その時点での進捗状況や完成度を示す役割を果たす。全章の必要情報および図版が入っていることが望ましい。

e. トランス・バウンダリーによるシリアル資産としての推薦の可能性

資産が二筆以上の土地から成る場合、シリアル資産と呼ぶ。シリアル資産を構成する要素が国境をまたぐ場合は、トランス・バウンダリー・シリアル資産と呼ばれる。本件を、海外の資産と一連の（シリアルな）資産として価値づけて、トランス・バウンダリー・シリアル推薦することも可能性としては考えられなくはない。その場合、その複数の構成資産が同一のポテンシャル OUV をもつこと、つまり価値に一貫性があることと、それらが一連でないことと完全でないことを証明し、保存管理体制を調整することが必要になる。言語の壁を越えての理論だてや実務の調整には、並大抵でない事務を伴うことをあらかじめ認識しておく必要がある。

3-2-2. 適用可能な評価基準の検討

前項で示したような問いかけを基に、この資産の価値を定義することはつまり、ストーリー化する（ナラティブを構成する）こととも言える。こうして定義した価値を評価基準というものさしではかる必要がある。

世界遺産条約の作業指針には、10個の評価基準（i～x）が設けられており、そのうち(i)～(vi)は文化遺産に関するもので、これらは UNESCO 世界遺産委員会の諮問機関である ICOMOS*によって、(vii)～(x)は自然遺産に関するものは同じく世界遺産委員会の諮問機関である IUCN*、文化的景観と複合遺産の場合はその両方によってその適用が妥当であるかどうか検討される。各評価基準の基準定義は以下のものである。

また、本件のポテンシャルな OUV について整理し、これをどのように定義するかにより、適用できる評価基準が変わってくる。例えば、本件については、それぞれの評価基準に対して、以下のような可能性を示すことができる。

本件を推薦する場合は文化遺産に該当するので、ここでは(i)～(vi)についてのみ説明する。

(i) 人間の創造的才能を表す傑作である。

Represent a masterpiece of human creative genius

- **評価基準(i)の可能性**：この基準は「**人類の創造的資質や人間の才能**」を評価するものである。しかしながら、「創造的才能」をもつ「人」を対象として評価するものではなく、あくまである遺産が単独あるいは集合体（総体）として「傑作」といえる価値を有するか否かを判断するものである。

本件を「傑作」として評価し、当該基準を適用することは適当と思えない。

* International Council of Monuments and Sites：国際記念物遺跡会議。遺跡や建造物の保存を目的として1965年に設立された国際 NGO。世界遺産委員会の諮問機関として、世界遺産に推薦された文化遺産の専門的調査や評価をおこなう。

* International Union for Conservation of Nature: 国際自然保護連合。「自然の完全性や多様性を保全し、平等で生態学的に持続可能な自然資源の利用を担保する」ことを目的として1948年に設立された国際 NGO 機関。世界遺産に推薦された自然遺産の専門的調査や評価をおこなう。

(ii) **建築、科学技術、記念碑、都市計画、景観設計の発展に重要な影響を与えた、ある期間にわたる価値観の交流又はある文化圏内での価値観の交流を示すものである。**

Exhibit an important interchange of human values, over a span of time or within a cultural area of the world, on developments in architecture or technology, monumental arts, town-planning or landscape design

- **評価基準(ii)の可能性**：この基準のカギとなるのは「**人類における価値の交流**」である。資産としての物証が「建築、技術、記念碑、都市計画、景観設計」の観点からみて、発想や考え、アイデア、コンセプト等の交流が見られたかどうか、それらが他の地域に影響を与えたかどうか、それらが他の発想等を刺激する結果に結びついたか、あるいはそれらの影響が他の文化圏に物証として現れているかなど、人間社会や異なる文化圏において価値観の交流が見られたかがポイントとなる。

長島（光明園と愛生園を含めた）だけの単独資産の推薦を検討した場合、この基準は該当しないと考えられるが、海外の他の療養所を含めたトランス・バウンダリー・シリアル・ノミネーションによる推薦を検討する場合はこの基準の適用可能性もあるだろう。世界のハンセン病関連施設との価値の交流を見出す場合にはこの基準を適用することになる。

(iii) **現存しているか消滅しているにかかわらず、ある文化的伝統又は文明の存在を伝承する物証として無二の存在（少なくとも希有な存在）である。**

Bear unique or at least exceptional testimony to a cultural tradition or to a civilization which is living or which has disappeared

- **評価基準(iii)の可能性**：この基準のカギとなるのは「**プロセス**」である。「現存しているか消滅しているにかかわらず」、「ある文化的伝統や文明」といった無形の価値が、ある地理的・文化的圏において作られた「**過程**」が物証としての遺産に現れているかを評価するものである。

その「文化的伝統」は現在も生き活きと存在しているものだけでなく、今では衰退あるいは消滅しているが、その存在を証明する痕跡があるなど、様々である。そしてそれらの痕跡は、建築様式や空間の扱い方・捉え方、そして都市のパターン等に反映されている。一方、「文明」とは、「ある相当の期間存続」し、「系統だった特徴」と「統一された質」を保持しているもので、相当な数の人々が関与しているものである。比較的短命の社会や系統だった特徴や統一された質が欠如しているグループやごく少数の人々によって構成されている群などは「文明」とはみなされない。

本件にこの基準を適用する可能性を検討した場合、長島は「国策による強制隔離の徹底（1931年）」から「らい予防法の廃止（1996年）」、「国賠訴訟における原告勝訴の判決（2001年）」にわたる、ハンセン病に対する国の政策、社会の風潮等、入所者のみならず回復してもなお、彼らを取り巻く偏見や差別、彼らの苦悩と苦痛の歴史によって形作られた「文化的伝統」が島という立地や空間構成に反映された場所であると考えられる。

よって、ハンセン病をめぐる歴史を「文化的伝統」ととらえればこの基準を適用することになる。

(iv) **歴史上の重要な段階を物語る建築物、その集合体、科学技術の集合体、あるいは景観を代表する顕著な見本である。**

Be an outstanding example of a type of building, architectural or technological ensemble or landscape which illustrates (a) significant stage (s) in human history

- **評価基準(iv)の可能性**：この基準のカギとなるのは「**タイポロジー**」である。建築様式や建築技術、科学技術の発展が、歴史上あるいは世界史上の「ある重要な、代表的な段階」において説明できる場合、この基準に該当する。一般的に特定の様式をもつ建築などがこの基準を適用している。

本件における、この基準の適用可能性を考える場合、長島にはその歴史の中で重要な建造物はいくつか存在するが、「**歴史上の重要な段階を物語る建築物の集合体**」といえるほど物証が残っておらず、**顕著な普遍的価値を説明できるほどのストーリー（ナラティブ）を成立させるには不足である。**

- (v) あるひとつの文化（または複数の文化）を特徴づけるような伝統的居住形態若しくは陸上・海上の土地利用形態を代表する顕著な見本である。又は、人類と環境とのふれあいを代表する顕著な見本である（特に不可逆的な変化によりその存続が危ぶまれているもの）。

Be an outstanding example of a traditional human settlement, land-use, or sea-use which is representative of a culture (or, cultures), or human interaction with the environment especially when it has become vulnerable under the impact of irreversible change

- ・ **評価基準(v)の可能性**：この基準のカギとなるのは「土地利用」であり、「独自の伝統的集落や、人類と環境の交流」を評価するもので、「その存続が危ぶまれている」集落や景観が該当する。また「陸上・海上の土地利用形態」を代表するものとして、農業景観や文化的景観が特徴である遺産もこの基準に該当する。

本件においては、「絶対隔離」「終生隔離」を前提として、社会から切り離された孤島に作られた施設で、「療養所」というよりも当初は療養所主導で作り上げられた「自活の場」であり、患者達が症状を悪化させながらも自らの手で土地を開墾し、生活の基盤を築かざるをえなかった歴史と文化がその土地利用の中に見て取れる。よって、この基準の適用の可能性はあると考えられる。

- (vi) 顕著な普遍的価値を有する出来事（行事）、生きた伝統、思想、信仰、芸術的作品、あるいは文学的作品と直接または実質的関連がある（この基準は他の基準とあわせて用いられることが望ましい）。

Be directly or tangibly associated with events or living traditions, with ideas, or with beliefs, with artistic and literary works of outstanding universal significance (The Committee considers that this criterion should preferably be used in conjunction with other criteria)

- ・ **評価基準(vi)の可能性**：日本では一般的に「人類史上、重要な出来事を伝える遺産のうち、今後こうしたことがあってはならないという、戒めの教訓としての意味を持つ遺産」（稲葉信子氏の投稿：出典：世界遺産年報 2011、（社）日本ユネスコ協会連盟）を「負の遺産」という見方がある。この「負の遺産」という言葉は UNESCO の世界遺産条約の中に、その言葉自体も定義も存在しないが、事実、「人間の生命と尊厳、財産の大きな犠牲を背負った遺産」は存在する。この基準は、このような「あってはならない出来事の記憶を受け継ぐ遺産」を通して世界中の人々にその背景にある重要な出来事を語り継ぐべく、出来事と関連する場所を世界遺産として登録するために世界遺産委員会が設けた基準である。「あってはならない出来事の記憶」といった無形の事象に関する価値を客観的に判断することは難しく、現在も存在する政権や民族紛争、宗教紛争などの国家間及び人種間における戦争、ナショナリズム等と関連するものは避けるべきであろう。

この基準については、世界遺産委員会は単独適用でなく、他の基準と併用するのが望ましいとしているが、実際、この基準の単独適用で記載された遺産が 12 件ほどある。（その多くは、早期に世界遺産リストに記載されたものである。）例えば広島原爆ドームの場合、正式名称は「Hiroshima Peace Memorial (Genbaku Dome)」であり、「広島市民が一丸となっておこった、半世紀に及ぶ平和運動が評価の対象」となっており、戦争遺産としての評価ではない。そしてこの悲劇を二度と繰り返さないように、悲しい出来事の象徴としての遺産がこの基準の単独適用として評価された。このように、単独適用も不可能ではないが、検討は慎重におこなう必要がある。

本件にこの基準を適用する可能性については、長島が、ハンセン病入所者及び回復者が経験してきた、顕著で普遍的な意義を有する出来事があった場であり、彼らの生きた証、病気を克服し、苦境に立ち向かった彼らが発揮した「困難から回復する力（レジリエンス）」を象徴する物証（潜在的な例として、「恵の鐘」、農園跡、邑久長島大橋など）が存在しているため、この基準適用の可能性は高いものと考えられる。「国策としての強制隔離」から始まった悲しい出来事、記憶であるが、そこにのみこの長島の価値をフォーカスするのではなく、困難を耐え抜き、克服する力に焦点を当て、二度と同じ過ちを繰り返さないための学びの場と捉えれば、この基準の適用は可能であると考える。

3-2-3. 顕著な普遍的価値の証明に必要な比較研究の方向性

a. 比較分析の対象となる資産の案

本件の独自性と、そのポテンシャルな OUV を証明する上で、世界遺産一覧表及び暫定一覧表に記載された文化遺産を含む、国内外の類似資産との比較研究が必要であり、これは世界遺産推薦書に含める要素の一つでもある。

ポテンシャルな OUV を明瞭に、かつ説得力を持たせてまとめることが最重要課題であり、それゆえ、その資産を国内外の類似資産と比較分析して、特徴を説明し、推薦の正当性を裏付けることが目的となる。本件の比較対象と想定される類似資産の候補は以下のとおりである。（略）

3-2-4. 資産候補の真実性と完全性について

a. 真実性とは

真実性とは、「本物であること」「真正であること」を意味する。推薦資産の OUV を構成する要素の一つであり、推薦書ではこれも証明しなくてはならない。真実性の証明は、推薦資産が文化遺産である場合と複合遺産の文化遺産的側面に対して求められる。

当該文化遺産の種類およびその文化的文脈によって異なるが、以下のような様々な「属性」を通して文化的価値が正真正銘表現されている場合に、その資産は真実性の条件を満たしていると理解される。（作業指針、第 82 段落）

- ① 形状・意匠（form and design）
- ② 材料・材質（materials and substance）
- ③ 用途・機能（use and function）
- ④ 伝統・技術・管理体制（traditions, techniques and management systems）
- ⑤ 位置・セッティング（location and setting）
- ⑥ 言語・無形遺産的側面（language, and other forms of intangible heritage）
- ⑦ 精神性・感性（spirit and feeling）
- ⑧ その他の内的・外的要因（other internal and external factors）

b. 完全性とは

完全性とは OUV を構成する要素の一つであり、遺産の価値を構成する必要な資産がすべて含まれているか（Wholeness: 全部そろっていること、一体となっていること）、価値を伝えるのに必要な要素がどれも失われたり、損傷を受けていたり、減衰することなく現在も残っているか（intactness）、そして資産が開発や、劣化、管理放棄といった脅威にさらされていないか（Absence of threats）といった 3 つの観点から評価される。完全性の評価は、文化遺産と自然遺産の両方に求められる。

ポテンシャルな OUV を伝達するために必要な要素が外れていても、あるいは十分に伝達しない「余計な」要素が入っていても、その推薦資産の完全性は十分とはいえないのである。ポテンシャルな OUV を証明する要素が洩れなく含まれている必要がある。

3-2-5. 資産の法的保護措置の可能性

ポテンシャルな OUV を有する資産において、確実にその保護を担保するために、作業指針の中で「適切な保護措置」と「保存管理体制」の構築が求められている。「適切な保護措置」とは、OUV に影響を及ぼす恐れのある開発等から資産を守るための法的規制措置を国、及び自治体レベルで整備することである。資産の周辺環境を守るために適切な範囲のバッファゾーンを設定することも求められている。

また「保存管理体制」では、適切な管理計画の策定や保存管理を実行する上での適切な組織体制の構築が求められる。

本項では、ポテンシャル OUV が「長島全体」にあると捉えた場合について、その資産範囲とバッファゾーンの設定について以下で検討していきたい。

長島の法的保護の現状は次のページのとおりである。

a. 長島とその周辺における法的保護の現状 2019 年度変更あり

	対 象	名 称		法・条例 (主体)	概 要
①	長島全体	景観計画区 域	瀬戸内市景 観計画	景観法 (国土交通省) 瀬戸内市景観条例 (瀬戸内市)	届出の対象行為 1. 建築物（高さ 13m又は建築 面積 1,000m ² を超えるもの） の新築、改築、増築、移転及 び外観を変更することとなる 修繕・模様替、色彩の変更 2. 工作物の新設、改築、増築、 移転、外観を変更することと なる修繕・模様替、色彩の変 更 3. 屋外における土石、廃棄物、 再生資源その他の物件の堆積 4. 土石の採取、鉱物の掘採
		-	-	国有財産法	
②	長島周辺海域	普通海域	瀬戸内海国 立公園	自然公園法 (環境省)	届出の対象行為 1. 大規模な工作物の新築、改 築、増築 2. 特別地域内の河川、湖沼の水 位・水量の増減 3. 広告物の設置など 4. 水面の埋立など 5. 鉱物や土石の採取（海域では ※のみ） 6. 土地の形状変更 7. 海底の形状変更（※海中公園 地区周辺での行為に限る）
③	長島愛生園、 邑久光明園(そ れぞれ 5 件)	登録有形文化財		文化財保護法 (文部科学省)	

※ 瀬戸内市は全域、都市計画区域外である。

※ 瀬戸内市全域は景観計画区域である。

b. 長島とその周辺における検討可能な文化的保護法による保護措置 2019 年度変更あり

長島が所在する瀬戸内市は全域が景観計画区域であり、景観形成重点区域（2箇所）があるものの、長島はこの区域に該当していない。長島全体の世界遺産推薦を想定した資産範囲として検討した場合、景観法だけでそのポテンシャルな OUV を十分に担保できるとは言い難い。また景観法や自然公園法による制限はあくまでも景観上、環境上の保護であり、文化財としての保護ではないため、本資産が我が国にとって世界遺産推薦に資する重要な文化財的価値を有することを示すためにも、文化財保護法による、より重点的な保護措置を講じることが望ましい。我が国から文化遺産として推薦する場合、資産は文化財保護法による何らかの指定を受けて保護が図られていることが一般的となっている。よって本件の場合も、国内の他の世界遺産や暫定一覧表記載の遺産と同様に、文化財保護法による指定を検討する必要がある、例えば長島全

体を文化財保護法が定める「史跡による指定」、または「重要文化的景観による選定」をして保護する方向性が考えられる。両者のうちいずれを選択するかは、本資産のポテンシャルな OUV をどのように設定するかによる。すなわち、土地そのものに見出す場合には「史跡」、土地に対する人間の営みに見出す場合には「重要文化的景観」の考え方が相応しい。

しかしながら、2019年度の学術調査により文化財保護法における「重要文化的景観」はその前提として人の営み・生業がその土地の人々により継承されることが前提であることが判明した。残念ながら、ハンセン病療養所内の入所者の営み・生業が入所者自身の手により継承されることは想定できない。よって、「重要文化的景観」は検討対象から外し、「史跡による指定」のみを検討対象にする。

b-1. 史跡指定の方向性：土地に見出す場合

文化財保護法が定める「記念物」の定義は以下に示す通り（文化財保護法第二条第4号）であり、このうち、「史跡」の指定基準は次の（1）から（9）に示す通りである。

文化財保護法が定める「記念物」の定義

文化財保護法第二条第4号

四 貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）

文化財保護法第九十九条

文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物（以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

「史跡」指定基準

- (1) 貝塚、集落跡、古墳、その他この類の遺跡
- (2) 都城跡、国郡庁跡、城跡、官公庁、戦跡その他政治に関する遺跡
- (3) 社寺の跡又は旧境内その他祭祀信仰に関する遺跡
- (4) 学校、研究施設、文化施設その他教育・学術・文化に関する遺跡
- (5) 医療・福祉施設、生活関連施設その他社会・生活に関する遺跡
- (6) 交通・通信施設、治山・治水施設、生産施設その他経済・生産活動に関する遺跡
- (7) 墳墓及び碑
- (8) 旧宅、園池その他特に由緒ある地域の類
- (9) 外国及び外国人に関する遺跡

本件は、上記のうち（5）「医療・福祉施設、生活関連施設その他の社会・生活に関する遺跡」に相当すると考えられるが、複合施設であるため（4）や（6）、場合によっては（3）や（6）や（7）も含まれていると考えられ、より広い解釈が必要である。

また、「史跡」は土地そのものに対する価値付けであり、施設ではなく、あくまでこれが所在する長島という土地が対象となる。本資産の場合、1930年の長島愛生園創設以降の土地の歴史に依存するため、どのように説得力のある価値付けを行えるかが重要となる。

b-2. 文化的景観選定の方向性：土地に対する人間の営みに価値を見出す場合 2019 年度削除

38 ページ記載のとおり、検討の対象から外すこととする。

c. 長島の周辺環境におけるバッファゾーン設定の方向性

バッファゾーンとは、資産の持続可能な保護、保全、そして管理を行うために必要な範囲を設定し、資産範囲の外側（資産近傍も含めて）における活動に対して制限を設けるものである。

基本的には資産から眺望可能な範囲や、資産に対する展望点から眺望可能な範囲を設定し、関係法令の下に万全な保全措置を講ずるものである。バッファゾーンの境界線は、山の稜線などの自然地形や、法令に基づく境界、地籍境界、行政界、道路など、認知可能なものとする。

本件の場合、資産範囲を「長島全体」、バッファゾーンは「長島の海岸線から約 1 キロメートルの範囲」の設定が考えられる。この「海岸線から約 1 キロメートル」の設定根拠は、国際単位である「海里」がある。実際、世界遺産であるロベン島（Robben Island、南アフリカ、1999 年記載）や日本国内の別の世界遺産推薦案件で「島」を推薦資産にしているものにおいても、バッファゾーンの設定のためにこの手法を用いている。

3-2-6. 上記の事項以外に活動主体が取り組むべき事項

a. 推薦資産名称の検討

推薦資産名称については、どのようなポテンシャル OUV があるか、どのような推薦の仕方（単独推薦なのかシリアル・ノミネーションによる推薦なのか）を目指すかによって変わる。作業指針に記載されている名称検討上のポイントとしては下記のものがある。

- ・ 簡潔であること
- ・ スペースやハイフン等を含めて 200 文字（英語）を超えないようにすること
- ・ シリアル・ノミネーションの場合は集合体（ensemble）としての名称を記載する
- ・ 資産の名称は、資産の所在地または国家の名称、資産の特徴／価値の点で意味をなすものであること。考え出したものよりはむしろ、認知されている名称を使用する方が良い。

以上の点を踏まえ、たとえば下記のような名称が提案される。

- ・ 長島
- ・ 長島のハンセン病療養所跡
- ・ 長島とハンセン病関連施設群 など

b. ステークホルダーの洗い出し

ポテンシャルな OUV を有する資産の確実な保護について、作業指針で「適切な保護措置」と「保存管理体制」の構築が求められていることは先に述べた。このような「保護措置」や「管理体制」は長期的な視点にたって継続されるべきものであり、確実な資産の保護を可能にするためには、あらゆる関係者・関係機関・関係団体の協力を得る必要がある。そのため本件が世界遺産になることによって利害があったり影響を受けたりする関係者（ステークホルダー）が誰であるかをあらかじめ把握しておく必要がある。

一般的にステークホルダーには資産や土地の所有者及び管理者、地元の住民、国、自治体、地元の商業関係者、旅行者、資源利用者組織（漁協、農協など）が含まれる。

3-2-7. 世界遺産登録推進準備体制の構築の案

a. 学術委員会の設置とその時期

本件は現時点では、世界遺産として推薦できるかについての可能性を検討している段階であるので、まずは、活動主体である本法人自身でポテンシャルな OUV（評価基準も含めて）、それに関連する資産の選定、資産及びその周辺環境の保存管理や整備活用等を検討することを案としたい。その上で、本法人とその他の主要ステークホルダーと学術アドバイザーから構成される学術委員会を設置し、そこで本法人

が作成した素案を検討する。さらに検討後の案を本法人がさらに調査・執筆し、改定案を本委員会に諮る。この作業を繰り返して、ポテンシャル OUV の完成度を高めていく。なお、ポテンシャルな OUV 案やそれに伴う評価基準案は国内暫定一覧表掲載以降、国からユネスコに推薦される直前の段階でも、最後まで検討に検討を重ねるものであることを注記したい。

続いて、本格的な学術委員会設置のタイミングであるが、「いつから、あるいはこの時点で設置するべき」といった明確な時期が特定されているわけではない。何らかのポテンシャルな OUV やそれに伴う評価基準案、属性の定義、資産の法的保護の可能性やバッファゾーン案の設定、ステークホルダーの同意等、世界遺産に向けての何らかの方向性が固まってきた時期に、参加する学術専門家の人数・分野数を拡大して本委員会とすることも一案である。また、本委員会には、学識経験者のみならず、所有者である厚生労働省、オブザーバーとして文化庁（本件においては長島の現在置かれている状況、及び世界遺産以外の将来像を鑑みた場合、国土交通省、環境省などもオブザーバーとなる可能性がある）なども加わる可能性がある。

現在、本件に対しては、地元自治体として瀬戸内市が積極的に関与しているが、今後この取り組みをよりスムーズに行なうためにも、岡山県関連部局との連携をどのように図っていくかということを検討する必要がある。

また将来的には海外の専門家招聘も望まれるが、その人選については（暫定一覧表記載後は）文化庁とも十分に協議することが大切である。

b. 学術アドバイザー候補者選定のポイント 2019 年度変更あり（略）

3-3. ポテンシャルな OUV の言明 2019 年度追記

3-3-1. 2019 年度版

2019 年度、本法人ロードマップ委員会が作成した（案）である。以下に記載する世界文化遺産学識経験者等専門家及び本法人理事からのコメントの一部を当該（案）に反映させた。未反映部分は 2020 年度に実施する更なる磨き上げの際の中心的な論点とする。

資産名称 **長島のハンセン病療養所群**

a. 総合的所見

長島（※1）は日本の西部、瀬戸内海に位置する周囲 16 キロメートルの島である。本土との距離は 22m しか離れていない。国が 1927 年に国立第一号のハンセン病療養所の地として長島を選定したことを受け、長島の大部分は国有地となった。

国は、1907 年から始まった日本における隔離政策を 1931 年から「癩予防法」（旧法）に基づき強化するにあたり、1930 年に長島に日本初の国立療養所長島愛生園を設置した。長島の西部は 1938 年に、大阪で台風によって壊滅した療養所（現在の国立療養所邑久光明園）の移転先となった。この移転は、当時の社会（※2）がハンセン病療養所を地域で受け入れることを拒否し、排除したことを反映したものだ。

長島愛生園の初代園長、光田健輔医師は日本および当時日本の統治下だった地域における隔離政策をけん引した人物であり、長島は名実ともにハンセン病患者隔離の象徴となる場所となった。療養所は本来病気の治療をする場所にもかかわらず、患者数が定員をはるかに超え、予算措置が全く不十分だったため、入所者は自活する必要に迫られた。療養所コミュニティの維持のため、入所者は自身の手で看護や介護に加え、平地が少ない島であるという厳しい条件の下で畑作や畜産にも従事しなければならなかった。

1940 年代後半以降、ハンセン病が治癒する時代となるも 1953 年の「らい予防法」（新法）は療養所からの退所規定を設けず、隔離政策は 1996 年に同法が廃止されるまで継続した。療養所内では第二次世界大戦前から 1953 年までは逃走患者の監禁が、1990 年代にかけては断種手術が行われるなど、数多の人権侵害が繰り返された。

1953 年以降、入所者達は処遇の改善と人権の回復を目指し、運動体を組織し、国に対して働きかけを始める。そして、2001 年には国の政策は誤りだったとの違憲判決が下され、国は謝罪した。（※3）

現在、療養所は元患者の住まいと人権学習の場という二つの役割を担い、すべての人の人権が尊重される社会の実現に向け活動しているが、入所者の高齢化のため、今後の存続が危ぶまれている。

病気による差別と著しい人権侵害の歴史、及びそこから人権を回復していった過程を今に伝えるこの島の療養所の景観は、人権が尊重される社会の実現の重要性を如実に物語る、普遍的な価値を持つ。(※4)

【世界遺産学識経験者等専門家によるコメント】

- ・近ごろの推薦書では当該総合的所見は英文 3-5 行程度のまとめの文章と、それを解説する英文 A4 一ページ程度の記述で構成される。よって和文換算で A4 の 2/3 程度の分量の記述を検討するのも良いと思われる。
- ・世界遺産委員会の審議の場で、自らを本資産の価値をプレゼンテーションするイコモスの人間であると想像して記述するのも一助かと思われる。具体的には、

<http://whc.unesco.org/en/sessions/43com/records?day=2019-07-06>

の午前中のセッション（10h-13h）中、2:21:30 頃から百舌鳥・古市古墳群のプレゼンテーションが見ることができる。

(※2) 当時の社会状況をかみ砕いて説明できると良い。

(※3) 人権侵害を述べる記述とその回復の記述とは分けても良い。人間（人権）回復までを OUV に含めるのであれば、回復に至るまでの運動について少し具体的に触れても良い。

(※4) 表現として、遺跡（historical places）及び建造物（buildings）が適当と思われる。また、近ごろのイコモス評価書によると動産や無形の要素も attribute として挙げていることがあるため、総合的所見に記述するか否かは別として、人間（人権）回復のための活動やその記録も OUV を支える要素として捉えておいた方が良いと思われる。（以上、文化庁文化財調査官 鈴木地平氏）

【本法人理事によるコメント】

(※1) 世界の中でなぜ長島なのかという問いに対して、以下のとおり見解を述べる。

①日本の隔離政策の長さは世界的に見ても異常に長い。戦後、保健医療体制が地域の隅々まで張り巡らされた先進国にもかかわらず、漫然と続いた。

②長島は、日本の隔離政策を主導した光田健輔が立ち上げた日本初の国立療養所である。四方を海で囲まれた立地も含めて光田の考え方が集約されている（光田は西表島を最初の療養所候補地に考えていた）。小川正子の「小島の春」や十坪住宅運動にみられるように、無らい県運動にも密接に関わっている。

③狭い島の中に二つもの療養所がある。大阪で住民の反対により再建できなかった外島保養院が移転してきたという邑久光明園の設立経緯にも、日本社会のハンセン病差別の特徴が表れている（都市の発展のために患者が排除された）。

④建物の保存状態が他の療養所に比べて比較的良い。記録も多く残っている。

(※2) 社会で受け入れられない患者を療養所が収容したということになり、療養所の存在、ひいては国の隔離政策を正当化していると受け止められる可能性がある。先の国賠訴訟やその後の家族訴訟では国の隔離政策や無らい県運動が患者を地域社会から排除する構図を作ったとされている。ハンセン病に対する差別は古来から存在するとされるが、遺伝病や天刑病といった非科学的なものに起因していた。国の隔離政策によって危険な感染症としての差別が始まったという点が決定的に異なる。よって、当該記載がなくとも意味が通じるのであれば削除し、記載する必要があるならばより詳細な説明が必要と考える。

(※3) 自治会活動に関する記載が必要と考える。療養所内の処遇改善や、長島架橋、国賠訴訟というレジリエンスは自治会という入所者が団結する場のあったことで証明できると考える。

（以上、理事 阿部光希氏）

b. 評価基準適合性の証明

評価基準 (iii)

長島は国内の13の国立療養所の中でも島という隔離を支えた立地で生涯を過ごすために必要な景観と建造物を色濃く残しており、ハンセン病隔離政策の歴史と、そこに生きた人々の生きた証と暮らしの実相を物語っている。

1907年、国は法律第十一号「癩予防二関スル件」を制定し、ハンセン病患者に対する法的な隔離を始めた。1931年、法律第十一号は「癩予防法」(旧法)として、全ての患者を療養所に強制的に隔離するものへと強化された。また官民一体となった「無癩県運動」により、国は国民に対してハンセン病が伝染りやすく、恐ろしい伝染病であると科学的に誤った認識を流布した。

1915年以降、国内に設けられた公立療養所では断種手術、逃走患者の監禁、療養所運営のための労働、さらには退所規定のない法律による人生そのものへの被害など数々の人権侵害が行われた。

第二次世界大戦後、特効薬の導入や戦後民主主義の普及を背景に、入所者は本格的な自治を求めるとともに、処遇改善や人権回復の運動をはじめたが、1953年、国は療養所維持のため「癩予防法」を「らい予防法」(新法)に改正した。約半世紀に渡る入所者の粘り強い運動の末、1996年ようやく隔離法は廃止され、2001年には国の政策は誤りだったとの違憲判決が下され、国は謝罪した。

療養所入所者は、家族との縁が途絶えていたり、社会の偏見に阻まれたりという理由から、故郷に帰ることも、療養所外で生きることも事実上非常に困難であった。そのような環境の下、自治会を中心とした団体自治を発展させ、療養所内の処遇改善を国に対して求めつつ、一方で生きがいを求めての文芸や、美術、工芸などの表現活動も活発に繰り広げた人も少なからず存在した。(※1)

また、入所者の生も死も島内で完結させる前提のもと、療養所内には魂の救済の場であるいくつもの宗教施設が作られ、また差別のため引き取り手のない遺骨のための納骨堂も整備された。

【世界遺産学識経験者等専門家によるコメント】

(※1)制度的な文化的伝統と、生活の中から生み出された文化的伝統との両方が存在すると考えられる。どちらをどのくらいのバランスで当該評価基準iiiの中に記述するかは、今後の議論が必要である。(制度的な文化的伝統は評価基準viの「出来事」として読み込んだ方が良くもしいない。)(文化庁文化財調査官鈴木地平氏)

評価基準 (v)

長島は、完全に閉じられた環境における自給的自立的生活の一つの典型である。

1930年、長島愛生園が開園すると島という立地を最大限に利用し、ハンセン病患者の隔離収容が行われた。

島内に2つ存在する療養所内は有菌地帯と無菌地帯に分けられ、患者は後者への立ち入りが禁止されていた。島の土地は入所者の生活維持のため、畑や果樹園、水田や畜産に使用されるとともに、第二次大戦中は塩田や松根油製造にも利用された。平地が少ない島をハンセン病による様々な障害がある患者自身が造成し、建物を建設し、畑は段畑を形成していった。1938年、長島西部に外島保養院が光明園として再興されると島の地形を利用しながら、その規模を拡大していった。

島は入所者にとっては隔離の場かつ自活の場であり、島内で一生が完結するように建造物が建てられている。

【世界遺産学識経験者等専門家によるコメント】

「完全に閉じられた環境における自給的自立的生活の一つの典型」という資産の特徴を加えられたい。(顧問 西村 幸夫氏)

評価基準 (vi)

長島は、「ハンセン病撲滅」の旗印のもとに行われた国の隔離政策と、それを長引かせた社会の無関心(※1)、またそのような状況の中、この島で人生を送った療養所入所者の困難とレジリエンスを証言する遺産である。

日本における隔離法、法律第十一号「癩予防二関スル件」は1907年に制定され、1931年から「癩予防法」(旧法)に強化され、全国に終生強制隔離を目的とした国立療養所が設立された。それに先立ち1930年、長島に日本初の国立療養所「長島愛生園」がいわば患者隔離のモデルケース(※2)として設置され、1938年には台風によって壊滅した、もともと大阪にあった療養所(現在の国立療養所邑久光明園)の移転先となった。この移転は、当時の社会がハンセン病療養所を地域で受け入れることを拒否し、排除したことを反映している。

療養所内では入所者に対する断種や墮胎、監禁が行われた。また、入所者には労働が課せられた。入所者は隔離政策の存続と社会に残る偏見や差別のため、病気が癒えても退所できず、就職、結婚、出産、など、ハンセン病が癒えた回復者として本来得るべき人生の様々な可能性が制限され、大きな被害を被った。

それにもかかわらず、療養所入所者は自治組織とそれを束ねる全国組織を設立し、国に対して基本的人権の尊重や処遇改善を求める運動を展開し、人権の回復を勝ち取った。その結果、岡山県立邑久高等学校新良田教室の設置や、本土との架け橋、邑久長島大橋架橋につながった。さらに現在の療養所は人権を学ぶ場として多くの人々が訪れるようになった。

【世界遺産学識経験者等専門家によるコメント】

(※1)社会的無関心はキーワードになると考える。すなわち、積極的な差別や人権侵害に加担しなくとも、無関心がここまで差別的制度の存続を支持してしまうのだということは長島が強く訴えるべき観点と思われる。(文化庁文化財調査官 鈴木地平氏)

【本法人理事によるコメント】

(※2)「モデルケース」の意味を明確にされたい。(理事 近藤剛氏)

【参考資料】

評価基準(vi)は出来事等6つの例示事項と当該資産(不動産)の間の連想性に顕著な普遍的価値を見出すものであるが、その「連想価値」は非常に不明確であり、かつ、現行のリソース・マニュアルの記述も十分でない。そこで、専門家による評価基準(vi)が適用された世界遺産の分析が2018年1月に「世界遺産評価基準6を用いた連想価値についてのガイダンス及び能力向上」最終報告として公開されている。2019年度学術調査の一環として必要な部分を参考資料5-3。(52ページ)として和訳(仮訳)した。2020年度の磨き上げに活用する。

c. 完全性の言明

長島に残されている建造物群、史跡及び景観につき、以下の構成要素に顕著な普遍的価値を証明する完全性をみることができる。詳細は2020年度に記述を開始する。

テーマ	長島愛生園	邑久光明園
国の隔離政策 (強制・終生・絶対)	旧事務本館(歴史館)、旧収容所(回春寮)、恩賜記念館、新良田地区寮舎跡地、各種宗教施設、収容棧橋、瀬戸内海	恩賜会館、藪池地区跡、二つの棧橋跡、瀬戸内海
人権侵害	監房跡、報国農園(景観)、少年農園(景観)、浪速道路、一朗道	監禁室、しのびづか公園
国の隔離政策と市民の関与	十坪住宅、納骨堂	納骨堂
社会に残る偏見と差別	納骨堂	納骨堂、邑久光明園が長島に移転開設されたこと
困難から回復する力 (レジリエンス)	報国農園(景観)、少年農園(景観)、浪速道路、一朗道、鐘楼堂、牛舎、各種教会堂、高等学校関連建造物、十坪住宅、旧事務本館(歴史館に転用された点)	旧少年少女舎、旧裳掛小・中学校第三分校、邑久長島大橋

d. 真実性の言明

長島に残されている建造物群、史跡及び景観につき、以下の構成要素に顕著な普遍的価値を証明する〇〇〇〇、〇〇という属性をみることができ、真実性を証明している。詳細は2020年度に記述を開始する。

テーマ	長島愛生園	邑久光明園
国の隔離政策 (強制・終生・絶対)	旧事務本館(歴史館)、旧収容所(回春寮)、旧洗濯場、旧浴場、収容栈橋、旧園長官舎、恩賜記念館、各種宗教会堂、納骨堂、新良田教室治療分室、十坪住宅、現存の一般舎	恩賜会館、奉安殿、各種宗教会堂、二つの栈橋(職員地帯と患者地帯の物証)、納骨堂、現存の一般舎
人権侵害	監房跡、報国農園(景観)、少年農園(景観)、浪速道路、一朗道	監禁室、しのびづか公園
国の隔離政策と市民の関与	十坪住宅、納骨堂	納骨堂
社会に残る偏見と差別	納骨堂	納骨堂
困難から回復する力 (レジリエンス)	報国農園(景観)、少年農園(景観)、浪速道路、一朗道、鐘楼堂、牛舎・各種宗教会堂、邑久高等学校新良田教室関連建造物、十坪住宅、長島神社(景観)、恵の鐘(景観)、旧事務本館(歴史館に転用された点)	旧少年少女舎、旧裳掛小・中学校第三分校、藪池栈橋～物資運搬斜路(景観)、藪池地区跡、光明神社、各種宗教会堂、千代岬(景観)、邑久長島大橋

【世界遺産学識経験者等専門家によるコメント】

真実性の要件として、以下の項目が挙げられている。(『世界遺産条約履行のための作業指針』第82項)

- ①形状・意匠
- ②材料・材質
- ③用途・機能
- ④伝統・技能・管理体制
- ⑤立地・周辺環境
- ⑥言語その他の無形遺産
- ⑦精神性・感性
- ⑧その他の内部要素・外部要素

これらすべてを満たす必要はないが、長島の場合どれが該当するかという観点から整理をしたら良いと思われる。(文化庁文化財調査官 鈴木地平氏)

※c.及びd.はポテンシャルな顕著な普遍的価値(OUV)の言明(案)が定まらなければ記載することが出来ないため、あくまで仮の構成要素を一覧表で示した。2020年度中にはポテンシャルな顕著な普遍的価値(OUV)の言明(案)の更なる磨き上げと、ロードマップ委員会の調査結果を反映させる。

※顕著な普遍的価値(OUV)の言明とそれらの完全性と真実性は、推薦書の提出後からユネスコ世界遺産委員会で記載が決定されるまで常に変更されることがある点に留意する。

e. 保護と管理に必要な措置

2020年度以降、(案)を作成する。具体的な保護は文化財保護法に基づく国指定史跡を想定する。法人独自の3-4.「保存管理活用計画」(45ページ)の策定に着手し、将来的な「包括的保存管理計画」策定への足掛かりとする。

3-4. 保存管理活用計画 **2019年度追記**

長島内の建造物、土地、景観を構成資産「長島」を支える構成要素ととらえ、それらの現状とポテンシャルな顕著な普遍的価値（OUV）の在り処を探り、かつ、保存管理と活用のビジョンを検討するフォーマットとして参考資料 5-4. 長島、国立療養所長島愛生園及び邑久光明園内の文化財保存管理活用計画* 策定要項（52 ページ）を作成した。2020 年度から計画策定を実施する。

なお、以下の建造物についてはとりわけ損傷の程度が大きいことに鑑み、2020 年度から 2 か年計画で集中的に現状調査を実施し、保存修復と整備活用に向けた計画を策定する。

・長島愛生園「収容棧橋」（1939 年築）



・長島愛生園「監房跡」（1930 年築）



・邑久光明園「二つの棧橋」（1938 年築）



・邑久光明園「旧少年少女舎」（1939 年築）



* この計画は本法人独自のものであり、文化財保護法による「保存活用計画」の策定やその認定を目指すものではない。

4. 解説：世界の記憶（世界記憶遺産）申請に向けて

4-1. 「世界の記憶」プログラム国際登録の現状、見直しの論点、展望など 2019 年度変更あり

「世界の記録」プログラムでは、国際登録、地域登録、国内登録の3種類設けられている。日本の場合は、政府が国内登録プログラムを実施していないため、国内登録は存在しない。3種類は階層的なものではなく国際登録されたものがより重要性が高いというわけではない。また、同一物件を国際と地域など複数のリストに登録することも可能である。

同プログラムの現状としては、ユネスコが2015年以来「包括的な見直し（comprehensive review）」を行っている。この見直し作業に伴い、2017年12月にはユネスコ事務局長が募集・登録サイクルの凍結を決定した。そのため、日本ユネスコ国内委員会による国際登録・地域登録のための国内公募も現在休止中である。

見直しの結論については、ユネスコの意思決定機関である執行委員会*が2019年10月ごろに出す予定であったが、第207回ユネスコ執行委員会（10月9日～23日 パリ・ユネスコ本部）は、新たな申請がなされた後に締約国から当該申請に対する異議申し立てがなされた場合の審査プロセスについて、限られた参加者によるワーキング・グループに対して第110回執行委員会（2021年春）にて「包括的な見直し」に関する最終報告書を提出するよう求めた。このことは、早くても2021年春までは申請後の審査プロセスの方針が定まらないため、新規申請の受付開始はこれ以降になることを意味する。（更に、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）のパンデミックに終息の兆しが見えないため、2020年度はユネスコの事業自体が停滞する可能性に留意せねばならない。）

一方、「包括的な見直し」で示された新たな一般指針（申請様式を含むマニュアル）については上記ワーキング・グループの協議対象とはなっていない。よって、現在示されている一般指針の主要部分を和訳（仮訳）し、理解を深めるのは合理的である。

見直しのポイントは、審査プロセスを含む、プログラム運営の透明性を向上させること、論争となる推薦資産の扱い方を提案することである。プログラムの目的や申請事項および2年に一度、一国2件まで推薦可能という大枠は変わらない。また、登録後に適切に保存されているかチェックする仕組みを加えることも検討されている。

4-2. 「世界の記憶」プログラム地域登録の現状

地域登録については、韓国クワンジュ市に事務局を置く「世界の記憶」アジア太平洋委員会（MOWCAP）が運営し、審査はMOWCAP総会が行う。審査基準は、基本的に国際登録のものと同様だが、地域の事情に合わせたバリエーションもいくらか伴うとされている*。

地域登録の現状としては、2017-2018年の申請・登録サイクルで2018年5、6月に10件が新規登録されたのを最後に、国際登録と同様、募集・登録サイクルを凍結している。再開の日程は未定である。

<http://www.mowcapunesco.org/core-activities/register/nominations>

4-3. 具体的な申請手続き

ここでは、プログラム再開後のサイクルも、凍結前と大きく変わらないことを前提に、2019年2月の日本ユネスコ国内委員会提供の情報を基にプロセスを記述する。

ユネスコによる国際登録の審査、およびMOWCAPによる地域登録の審査は、2年に1回、1回につき1国2件という制限がある。そのため、日本からの申請物件を選定するため、日本ユネスコ国内委員会が国内公募を実施する。公募から国内選考を経てユネスコへ申請され、最終的にユネスコで登録されるまで約2年半かかる。なお、二か国以上の組織が共同で申請する場合は、1国2件の制限の枠外であり、件数制限はない。申請書は、国内公募の際は和文と英文で、最終的にユネスコへ提出する際は英文のみで作成する。

* ユネスコ執行委員会(UNESCO Executive Board)：総会と並ぶ、ユネスコの意思決定機関の一つ。ユネスコ加盟国の中で互選された58か国政府から構成され、任期は4年。1年に2回春と秋に開催される。

* “The criteria for the Asia Pacific Register are identical to those for the International Register, except that references to the IAC are replaced by references to MOWCAP, and other corresponding variations are made.” (from Article 4, Background, MOWCAP General Guidelines)

4-4. 「世界の記憶」選考基準に照らした方向性 2019年度変更あり

ここでは、日本ユネスコ国内委員会提供の2017年6月21日付「ユネスコ「世界の記憶」国内公募における選考基準」に基づいた場合を記述する。ただし、今後の申請準備作業においては、ここに記述する従来の基準を参考にしつつも、IACが原案を作成して2017年12月にユネスコが承認した改訂版一般指針および申請書書式に基づいて進めるべきと考える。

2019年度に本法人RM委員会が独自に実施した改訂版一般指針（申請様式を含む。）の和訳（仮訳）は4-5.（48ページ）のとおりである。2020年度以降これに基づき作業を進めるが、既述のとおり当該改訂版一般指針はユネスコ執行委員会にて正式に承認されたものではないため、以下の現行の「選考基準」も引き続き記しておく。

基本要件

(1)真正性があること

「由来や来歴が分かっており、模造品、偽造品、偽文書等ではないこと」
本件の場合、原則的にこの点に問題がないものが多いはずであるが確認は必要である。

(2)唯一性、代替不可能性があること

「ある時代や文化圏において、歴史的に大きな影響を及ぼしたものであり、その喪失または劣化が人類にとって重大な損害となること」

近現代の世界のハンセン病対策の潮流のなかで、世界各地で隔離政策は一時期、メインストリームだった。しかし、すべての患者を療養所に集める絶対隔離の政策がとられたこと、治癒した人が退所して社会生活をするのが制度的にも社会的にも極めて困難だったこと、断種・墮胎を事実上義務化、さらには法制化して子孫を残さなかったことは、日本に特有の状況だった。その結果もたらされた人々の体験、ハンセン病の社会史は独自なものであると同時に、究極的な逆境の中で、法律的、社会的精神的な解放を追求した体験は普遍的なものでもある。

なお、「唯一性」とは文書が原本でなくてはいけないという意味ではない。登録物件は、書籍など印刷物でもよいとされている。

(3)以下の事項のうち一つ以上に関連して世界的重要性がしめされていること

①時代

特定の時代を喚起させるものであること。

②場所

世界あるいはアジア太平洋地域の歴史や文化にとって重要な場所に関するものであること。

③人・集団

重要な個人や集団の影響や、人類の行動、社会、産業、芸術、政治等の重大な変化を示すものであること。

④題材とテーマ

歴史的又は知的な発展を代表する題材やテーマに関するものであること。

⑤形式および様式

形式や様式が、美的または産業的に見て顕著なものであること。

⑥社会的・精神的・コミュニティ的な意義

現代の人々に対して心理的支配力を持つものであること。

本件の場合、①時代、③人・集団、④題材とテーマ、⑥社会的・精神的・コミュニティ的な意義の4項目の世界的重要性をもつと主張できる可能性がある。どれに当てはまるか、どう説明するかは、本法人で練るべき課題の一つである。

考慮案件

選考にあたっては、希少性、完全性、公開性、所有者・管理者との協議、管理計画も考慮する。

(1)希少性：その内容または外形が、その種類または時代を代表する数少ない残存例であること。

ハンセン病に関する記録の希少性については、原則的に問題がないと考えられる。

(2)完全性：当該物件を構成すべき部分が全て含まれた完全なものであること。

テーマ設定と、それに対応して推薦物件に含める資料・コレクションを丁寧に吟味する必要がある。

(3)公開性：合理的な方法により一般へのアクセスが担保されていること。（誰でも見られるよう公開されている、どういう記録なのか分かるように保存されている）

公開の方法は、実情に合わせたものでよく、インターネット上でも、現地での実物公開でも構わないとされている。公開されていることは、申請の前提条件ではないが、プログラムの目的が貴重な記録遺産を保存して、だれにでもアクセス可能とすることなので、審査でも資料が「公開されている」ものが歓迎される。（改訂版一般指針）

本件の場合、医療情報や入所者名簿など公開を避けたい資料については、物件の構成資料に含めず、極力公開できるもののみを申請する方針を取る方が望ましい。

また、構成資料のリスト作成の際に、公開の可否、その範囲（資料館でのみ公開可とするか、ウェブ上でも可とするか等）を確認する項目を設けるべきと考えられる。

(4)所有者、管理者との協議：申請者が所有者、管理者でない場合、「『世界の記憶』一般指針」も踏まえて、当該物件の所有者及び管理者との間で、当該資料の公開や管理等の方針について明確な合意がえられていること。

(5)管理計画：保存とアクセス提供のための現実的な管理計画が示されていること。

現在ユネスコで進行中の「包括的見直し」では、登録後の保存状態をモニタリングする仕組みをつくることも検討課題の一つとしている。本件でも、長期にわたっての保存およびアクセス管理計画を用意しておくことが望ましい。

対象物件

- ・移動可能である
- ・記号や符号、音声および／または画像で構成される
- ・保存可能である（媒体は無生物）
- ・再現可能および移行可能である
- ・意図的な文書化プロセスの産物である

例：手書き文書、書籍、新聞、ポスター、図面、絵画、地図、楽譜、映画・フィルム、写真等
対象となる物件の所有者、保管者が確定していること。

4-5. 改訂版一般指針（2017年12月承認）申請様式（仮訳）

2019年度追記

5.参考資料 5-5. (56 ページ) のとおりである。

4-6. 「世界の記憶」登録推進準備体制の構築の案

活動主体として、本法人と「将来構想をすすめる会・岡山」を想定する。更に本法人が学術アドバイザーから成る学術委員会を立ち上げる。本法人が調査作成する素案を本委員会に諮り、学術アドバイザーの助言をもとに案を醸成していく。なお、本委員会には学術アドバイザーの他に、必要と思われるステークホルダーにもメンバーまたはオブザーバーとしての参加を求める。

4-7. 活動主体が取り組むべき事項

活動主体が取り組むべき主な事項には、以下のものがある。

- ・ステークホルダーの洗い出し
- ・テーマおよび対象資料のカテゴリーの検討・決定
- ・具体的な推薦対象資料の選定

- ・ 推薦対象資料リストの作成（所有者、保管者、著作権者、公開可否などの情報を含む）
- ・ 権利関係の整理
- ・ 保存およびアクセス管理計画策定

4-7-1. ステークホルダーの洗い出し

世界遺産の場合と同様に、この記録遺産の申請・登録によって、利害があったり影響を受けたりする関係者が誰なのかをあらかじめ洗い出すことで、スムーズな申請、管理を図り、トラブルを回避できる可能性が高くなる。

記録遺産の場合のステークホルダーとしては、作者、著作権者、所有者、管理者、作者の家族などが考えられる。

4-7-2. 登録対象物件の選定：テーマ・対象とする時期

a. 日本の経験の世界的位置づけを把握する

ハンセン病は古くから世界中で存在してきた病気であり、現在でも新規感染者が発生している地域・国がある。その中で、日本の場合の経験にどんな特殊性があり、どんな普遍性があるかを明確にし、テーマを絞ってそれに沿った対象選択をすることで、申請書に説得力を持たせることができる。

日本の場合の特徴として、例として以下の点が挙げられる。

- ・ 子孫を残さない政策の結果、元ハンセン病患者の体験を語り継ぐ第二世代、第三世代がない。近い将来、元患者、元療養所入所者、回復者という当事者がいなくなり、ハンセン病患者隔離政策・経験の集団的記憶自体が風化する恐れがある。それゆえに、他国の場合以上に記憶遺産として保存する重要性が高い。
- ・ 絶対隔離政策がとられ、その後治療法が確立した後も隔離が続けられた。
- ・ 海外のハンセン病対策事情の精通者によると、他国の例に比べて、日本には患者たち自身が記した記録や文学作品が飛びぬけて豊富に、かつシステムティックに残っている。
 - 園内機関誌
 - 入所者による創作・随筆など
 - 自治会の日誌

b. 対象を明確化する

登録対象物件を絞るため、以下のような問いを本法人は検討する必要がある。

- ・ 長島愛生園、邑久光明園での経験に絞るか、日本全国の国立療養所入所者の経験に限るか、日本のハンセン病政策・対策史を含めるか、日本全国の近現代ハンセン病経験者まで包括的に含めるか。
- ・ ハンセン病対策史のどこをとるか。無らい県運動の記録は。
- ・ ハンセン病体験の多様性を示すのであれば、入所者の記録に加え、退所者、社会復帰者の経験も含めるか。
- ・ 光田健輔氏の残した記録・資料をどう扱うか。
- ・ 医療アーカイブは含めるか。
- ・ 創作作品はなにを対象とするか。

c. 登録対象物件の定義（テーマ）案

案 1）Memory of human suffering and resilience experienced by patients with the Hansen's Disease under Japan's policy of absolute isolation（日本のハンセン病絶対隔離政策の下での患者の苦悩と力強さの記憶）

対象資料：日本全国の患者の体験・文学芸術表現、絶対隔離政策の成り立ちと廃止までの過程、療養所での待遇、暮らし

案2) The lives of the leprosy patients under the Japan's policy of absolute isolation (日本の絶対隔離政策の下でのハンセン病患者のライフ)

対象資料：日本全国の患者の体験・文学芸術表現、その環境である日本の絶対隔離政策の成り立ちと廃止までの過程

案3) Human suffering and resilience by patients with the Hansen's Disease in leprosy sanatoria in Nagashima (長島の2つの療養所のハンセン病患者の苦悩と力強さ)

対象資料：長島愛生園、邑久光明園の入所経験者、療養所の運営・暮らし、入所者自らが記した体験・表現

4-8. 保存アクセス管理計画 **2019年度追記**

既述のとおり現在ユネスコで進行中の「包括的見直し」では、登録後の保存状態をモニタリングする仕組みをつくることも検討課題の一つとしている。また、当該計画を策定することは今後歴史的記録物等を保存しアクセスを可能とする形で活用する責務を負うであろう長島愛生園（歴史館）と邑久光明園（社会交流会館）において、一般論としても有益である。

2019年度、本法人RM委員会世界の記憶 保全・アクセス管理調査 WGにて先進地の視察等を実施した結果を今後の方針として以下のとおり報告する。

a. 計画策定にあたり、依るべき基準

本件にて登録を検討している歴史的記録物等は、何ら文化財指定を受けていない。よって、現行及び改訂版の「一般指針」に依り作成すべきである。

b. 計画策定の体制

当面は既存の世界の記憶 保全・アクセス管理調査 WGの構成員を充実させる形の体制を採るべきである。新たな構成員又はオブザーバーとしては、保存科学に精通する者（研究員、実務経験者。学芸員資格の有無は問わない。）が適任と考える。

なお、「一般指針」では保管施設ごとの計画策定（提出）を求めているため、本件に関しては一義的に本法人がコーディネートを行うが、最終的には国立療養所長島愛生園（歴史館）及び邑久光明園（社会交流会館）それぞれが「歴史的記録物等保存管理計画（仮称）」を策定する必要がある。よって、それぞれの園（施設）にて計画策定のための体制を構築しても何ら支障はない。

c. 現状調査の具体的内容と予算措置

現行及び改訂版の「一般指針」に依り理想的な計画の策定を行うと同時に、保管施設と歴史的記録物の現状を調査する必要がある。

保管施設の現状調査項目は、以下を主とする。

- ・ 温度・湿度の管理
- ・ 光の対策
- ・ 空気汚染の対策
- ・ IPM (Integrated Pest Management:総合的有害生物管理)

また、個別の歴史的記録物に関しては、複数年かけて現状調査をJCP (NPO 法人文化財保存支援機構)等の専門家に委託し、国立療養所長島愛生園（歴史館）及び邑久光明園（社会交流会館）が保存科学に精通する者と連携し、それぞれの状態をA・B・Cの3つにランク分けして評価し、ランク毎に年間の公開日数等を決めるという手法が参考となる。

これら保管施設と歴史的記録物の保存に関する予算措置は、それぞれの園自治会と協議の下、園（施設）にて講ずるべきである。

4-9. 学術アドバイザー候補者の案 (略)

4-10. 推薦候補物件の現状 2019 年度変更あり

リスト名	保存場所	主な内容	点数
らい文献目録 保存資料一覧	長島愛生園	国内および海外の多岐にわたる歴史資料 1900- ・世界及び国内のハンセン病患者の分布に関する資料 50 点、統計的分析資料 44 点、史料 120 点、ハンセン 病予防に関する文献 91 点、法律関係 34 点、各療養所 出版物 201 点、ハンセン病関連団体発行出版物、医師 など人物に関する文献 71 点、子どものハンセン病関 係 18 点、啓蒙活動・宣伝の資料 172 点、文学作品 64 点、患者の心理に関する文献 3 点	約 923 点
事務本館文書	長島愛生園	園管理記録 「調査済み資料」 「本館資料庫調査対象」昭和 1～昭和 30 年	279 点 1354 点
光田文庫	岡山市中央図書館	初代愛生園長 光田健輔医師ゆかりの資料 書籍、文献資料、記念品等の物品、卒業証書、辞令、 給与・賞与票、表彰、論文、写真、所管、色紙、短 冊、など	約 630 点
光明園交流館 資料カード	邑久光明園	写真、文学作品、園誌、その他、園で使用した日用品 や道具多数。	約 900 点
邑久光明園入所者 自治会 文書資料調査	邑久光明園自治会	財産目録、支部活動報告、長島大橋架橋関連資料、記 念誌、広報誌、全患協ニュース、療養所ない整備工事 設計図面、支部長会議資料、瀬戸内ブロック会議関連 資料、要請書、評議会議事録、畜産関係出納記録など	約 281 点
邑久光明園 入所 者証言集 目録	邑久光明園	証言映像 49 秒～9 分 22 秒 2008 年収録	25 点
ハンセン病特別番 組一覧 (山陽放 送)		制作年 1983 年～2018 年 ※番組として制作されたもののみのリスト。この他に 資料映像が多数存在する。	16 点
神谷書庫目録	長島愛生園 神谷書庫	全国の療養所の機関誌、点字版機関誌。愛生園の各宗 教団体の記録。医学研究論文、雑誌。日本らい学会 誌、日本ハンセン病学会誌、海外のハンセン病学会 誌、入所者による記録、句集、誌、評論、随筆、短歌等。 愛生園 30、40、50、60 年史、自治会史、ハンセン病 関係一般書籍 (対象は日本国内外)、台湾らい予防法 関係、笹川記念保健協力財団関係、等。 米カーヴィル療養所機関誌『The Star』、など。	20 棚、 約 17870 点
愛生園歴史館 宇 佐美治氏 図書目録	長島愛生園歴史館	出版されたハンセン病関係文学、園年史	9 棚、 約 2500 点
機関誌『愛生』編 集部 書庫目録	『愛生』編集部 書庫	『愛生』『ある群像』『日本 MLT』など。各号の目次 情報。 その他、図書	20 棚、 約 7366 点
長島愛生園入所者 自治会 文書資料調 査	長島愛生園 入所者自治会	財産目録、支部活動報告、長島大橋架橋関連資料、記 念誌、広報誌、全患協ニュース、療養所ない整備工事 設計図面、支部長会議資料、瀬戸内ブロック会議関連 資料、要請書、評議会議事録、畜産関係出納記録など	約 3000 点 (調査中)
長島愛生園歴史館 資料目録	長島愛生園歴史館	モノ資料、映像資料など	約 300 点
岡山県立 記録資料館目録	岡山県立 記録資料館	主に「長島は語る」収録一次資料の目録。上記資料と の重複多し	調査中
施設整備図面等	長島愛生園事務本館	昭和 5 年の開園から昭和 20 年代、一部昭和 60 年代	調査中
施設整備図面等	邑久光明園事務本館	昭和 13 年の開園から昭和 33 年を主としつつ、外島保 養院の移転先として長島西部が決定され、光明園と名 称が定まる前のものを一部含む	調査中
愛生園 建物配置図		昭和 6、9、14、21、28、平成 30 年の配置図	

5. 参考資料 2019 年度追記

5-1. 委員会細則（細則第 8 号）（略）

5-2. 登録に向けたロードマップ委員会ワーキング・グループ設置要綱（略）

5-3. 「世界文化遺産評価基準 6 を用いた連想価値についてのガイダンス及び能力向上」最終報告（仮訳）（略）

5-4. 長島、国立療養所長島愛生園及び邑久光明園内の文化財保存管理活用計画 策定要項

1 策定の目的及び策定の際の留意点

- (1) 登録有形文化財（建造物）の適切な保存活用を計画的に行うこと。
- (2) 国指定史跡の構成要素としての可能性を有する建造物（登録有形文化財を含む。）、構築物、土地それぞれの保存及び改修の計画を策定し、史跡としての本質的価値と世界文化遺産におけるポテンシャルな顕著な普遍的価値の真実性と完全性を確保すること。
- (3) 本計画の実施及び必要に応じた改正を行い、将来的な世界文化遺産推薦書の以下の項目及び推薦書と共に提出が必要な「包括的保存管理計画」へと発展させること。
 - ①記載のための価値証明（ポテンシャルな顕著な普遍的価値の言明）
 - ②保全状況と資産に与える影響
 - ③保護と管理
 - ④経過観察（モニタリング）
- (4) 本計画の策定は、文化財保護法の（個別）保存活用計画認定を目指す主旨ではないことに留意すること。
- (5) 本計画策定の際には、4 で示す様式を構成要素ごとに柔軟に改変することを妨げない。とりわけ、景観を構成要素とする際にはより柔軟に改変するよう留意すること。

2 計画期間

2020 年度から 10 年間とする。（2020 年度～2029 年度）

3 策定にあたり参考とする資料（略）

4 計画本編

4-1 国指定史跡の構成要素としての可能性を有する建造物（登録有形文化財）

所在地	構成要素名称
愛生園	(1) 旧収容所 (2) 旧日出浴場 (3) 旧洗濯場 (4) 園長官舎 (5) 旧事務本館
光明園	(1) 恩賜会館 (2) 旧裳掛小・中学校第三分校 (3) 奉安殿 (4) 物資運搬斜路 (5) 瀬溝栈橋

※構成要素名称の番号は、本委員会内「現状把握進捗管理表」記載の番号である。以下同じ。

※建造物的要素と史跡的要素が混在する構成要素には、適宜それぞれの記載事項を流用して以下の様式 1～3 を作成すること。

【様式 1】

当該登録有形文化財に関する基本的な事項		
名称・所在地等	名称	【例】旧収容所
	員数	
	構造及び形式	
	所在地	
	登録年月日	
	登録番号	

完全性	<input type="checkbox"/> OUVに必要な構成要素である(=不要な構成要素ではない)(wholeness) <input type="checkbox"/> 減衰することなく、無傷である(intactness) <input type="checkbox"/> 開発や劣化、管理放棄等の脅威にさらされていない (absence of threats) ※完全性を証明するためには、全てを満たさねばならない。	
	【自由記載欄】	
当該登録有形文化財の保存及び活用のために行う具体的な措置の内容		
保存の現状と課題	※現状として定期的実施しているメンテナンス内容と金額を記載すること。	
活用の現状と課題	【現状】 <input type="checkbox"/> 見学者は常に「内部」・「外観」を見学できる 又は/かつ、入所者が日常的に利用している <input type="checkbox"/> 事前に予約のあった見学者のみ「内部」・「外観」を見学できる <input type="checkbox"/> 見学者には内部は非公開である (入所者のみが日常的に利用している) 【課題(自由記載欄)】	
活用に関する事項 (方針)	<input type="checkbox"/> 見学者は常に「内部」・「外観」を見学できるようにする <input type="checkbox"/> 事前に予約のあった見学者のみ「内部」・「外観」を見学できるようにする <input type="checkbox"/> 見学者には内部は非公開にする <input type="checkbox"/> 入所者が日常的に利用できるようにする(現状を維持する) 【基本方針(自由記載欄)】	
※必要に応じて別紙資料添付可 修理に関する事項(重要文化財事項を流用)	修理を必要とする理由	
	修理内容及び方法	※見積金額を記載すること。
	修理のための移動の必要性	

	修理の着手及び終了の予定時期	
環境保全に関する事項		
防災・防犯に関する事項		
(重要文化財事項を流用) 耐震対策	耐震診断の必要性・実施予定時期	
	耐震診断の結果	
	耐震補強の必要性・実施予定時期	
調査で判明した参考図面・資料		

4-2 国指定史跡の構成要素としての可能性を有する建造物（登録有形文化財以外）

所在地	構成要素名称
愛生園	(6) 十坪住宅（母の家） (7) 十坪住宅（梅ヶ香） (8) 十坪住宅（第四千代田） (9) 十坪住宅（路太利） (10) 十坪住宅（第二兵庫） (11.12) 恵の鐘・光が丘 (13) 恩賜記念館 (14) 曙教会 (15) ロザリオ教会 (16) 真宗会館 (17) 真言宗太師堂 (18) 天理教誠心会 (19) 法華堂 (20) 仏立会館 (21) 禅宗達磨堂 (24) 新良田教室女子寮 (25) 新良田教室講堂 (26) 新良田教室理科室 (27) 新良田教室男子寮 (28) 新良田教室治療分室 (29) 収容栈橋 (30) 監房跡 (31) 納骨堂 (32) 長島神社 (33) 相愛牛舎 (34) 神谷書庫 (35) 船越栈橋 (36) 恩賜寮（石垣部分） (37) 旧売店
光明園	(6) 旧少年少女舎 (7) 監禁室 (8) 藪池栈橋 (9) 納骨堂 (11) 二つの栈橋 (12) 邑久長島大橋 (13) 日蓮宗 (14) 浄土真宗西本願寺会館 (15) 真言宗太師堂 (16) 天理教一条会館 (17) 金光教救心会館 (18) 基督教教会堂 (19) 面会人宿泊所 (20) 光明神社

【様式2】 (略)

4-3 国指定史跡の構成要素としての可能性を有する構築物及び土地

所在地	構成要素名称
愛生園	(22) 浪速道路 (23) 一朗道 (38) 旧少年者へ続く旧道 (39) 報国農園 (40) 相愛溜池 (41) 少年農園 (42) 豚舎跡 (43) 新良田地区寮舎跡
光明園	(10) しのびづか公園 (21) 藪池地区(グラウンド) (22) 木工所跡

【様式3】 (略)

5-5. 世界の記憶 改訂版一般指針 (2017年12月承認) 申請様式 (仮訳)

【例言】

- 1 及び 2 (略)
- 3 本書 (仮訳) の著作権は本法人に帰属するため、無断転載を禁ずる。

I ユネスコ世界の記憶 (国際版) 登録申請様式 (56 ページから 63 ページ)

1.0 申請品目またはコレクションの表題

- 表題を短くすること。最大 10words が望ましい。

2.0 要約 (最大 200 語)

- 申請されている記録遺産に関する簡単な説明とその世界的重要性に関する論点の記述を行うこと。
- 他のすべてを記載した後に、このセクションを記載すること。
- 申請に関して不可欠な点を全て含めること。とりわけ、なぜどのように申請されている記録遺産が国際登録の基準を満たしているかという点について重要性の言明 (7.3) で行った鍵となる論点について含めること。

3.0 申請連絡先の詳細

- 3.1 申請者 (人または団体) の名称
- 3.2 申請する資料との関係
- 3.3 住所 (所在地)
- 3.4 電話 電子メール

4.0 権限に関する宣言

- 私は、私がこの書類に記載されているこの (これら) 品目を世界の記憶に登録すべく申請する権限を有することを認証します。
署名
氏名および役職
日付

5.0 法的情報

- 5.1 所有者 (個人または組織)
- 5.2 住所 (所在地)
- 5.3 電話 Eメール
- 5.4 保管者詳細 (所有者と異なる場合)

5.5 法的状況

- 記録遺産の保存の法的かつ管理上の責任に関する詳細情報を提供すること。
- あらゆる関連補助資料をスキャンし、申請書とともに提出すること。

5.6 著作権の状況

- 記録遺産の著作権の状況が判明している場合には記載すること。ただし、記録物またはコレクションの著作権状況とその重要性には何ら関係はなく、また、登録基準を満たしているか否かを判断する際に考慮されることはない。
- 推薦と一緒に提供された画像は、ユネスコ世界の記憶ウェブサイト上で利用可能な「契約に非独占的権利を付与する」様式に署名されたものを伴わねばならない。

5.7 アクセス可能性（文化的制限を含むあらゆる制限を記載すること）

- 品目またはコレクションへのアクセス方法を記載すること。
- 法的または文化的な制約によってアクセスが制限される場合は、それら制約の性質を記載すること。
- アクセス目的でのデジタル化を推奨する。既にデジタル化されているか、あるいはデジタル化の予定があるかについて記載すること。

6.0 記録遺産の識別情報および内容説明

6.1 申請されている品目/コレクションの名称および詳細識別情報

- 申請の正確な名称と申請機関名を記載すること。これらは登録された際の登録簿に記載されることになる。

6.2 目録または登録詳細

- 品目、コレクションのカatalogまたは登録の詳細を記載すること。
- 世界的な重要性に関連する場合、品目の状態を記載すること。
- 申請されたコレクション、コレクション総体(archival fonds)は明確な開始と終了の期日が判明しているものであること。
- Catalogや登録の詳細が大量である場合、サンプルCatalogエントリ、アクセションまたは登録番号を明記した目録を提供すること。
- Catalog/登録の詳細を付録として追加することや、オンライン上の保管場所を参照としてもよい。

6.3 (利用可能かつ適当な場合には) 視覚情報

- 視覚資料には関連する写真画像または視聴覚資料が含まれる。
- 申請書と共に写真をjpgファイルとして添付するか、視聴覚資料用のCD、DVDまたはUSBキーを提供すること。

6.4 来歴/出所

- 品目またはコレクションの来歴を記載すること。当初作成された後、申請者の機関に保存されるまでの「ライフストーリー」や出所を記載すること。これは当該品目またはコレクションの真実性に関して非常に重要である。全ての詳細を把握できていないかもしれないが、可能な範囲で当該品目またはアイテムの出所に関する包括的な記述を行うこと。

6.5 参考文献一覧

- 参考文献は、記録遺産が学者によって使用され、その影響の知見はパブリックドメインに属するという証拠を提供する。この影響を実証すべく、自国外と地方の学者の作品から引用するというのは妙案である。

6.6 申請資料の価値および出所について専門的知識を持つ最大3名/箇所の独立した個人または団体の名称資格および連絡先の詳細

名
資格

連絡先の詳細 (Eメール)

- これらの紹介先の名と連絡先の詳細は、世界の記憶登録簿には公開されない。また、照会先の承諾なく第三者へこれらの情報が公開されることもない。他の権威ある照会先にはまた、評価のために幅広い意見を得る目的で連絡が取られることとなる。

7.0 選択基準に対する評価

7.1 基本基準-世界に対して重要な価値があること。以下の基本基準の1つまたはそれ以上について言及すること。

- すべての基準が当該申請資料遺産に適用されるわけではない。当該申請に関連する基準のみを選択すること。

7.1.1 歴史的的重要性

- 当該記録遺産は私たちの世界の歴史について何を教えてくれるか。以下を教えてくれるか。
 - 政治的、経済的、社会的、または精神的な活動
 - 世界史上の先駆者
 - 世界を変える重要な出来事
 - 重要な特定の場所
 - 伝統的な習慣
 - 他の国や地域社会との関係
 - 生活や文化のパターンの変化
 - 歴史の転換点、または重要な革新
 - 芸術、文学、科学、技術、スポーツ、あるいはその他の生活や文化の一部？の卓越した事例

7.1.2 記録形態

- この基準は、記録遺産の物理的状况に関連する。多くの記録遺産はこの点では特段優れたものとは言えない。例えば、原稿またはタイプ原稿の紙の記録である。ただし、いくつかの形式の記録遺産は革新的な品質や高いレベルの芸術性を示す。それらに対してはこの基準が適用される。
 - 記録遺産は、その形態における優れた見本か？
 - それは美しさと職人技の顕著な品質を有しているか？
 - 新しい、または通常とは異なる形態の媒体か？
 - あるいは、今では消滅した文書形態の見本か？

7.1.3 社会的、コミュニティ的又は精神的な重要性

- この基準は、現在の特定のコミュニティの記録遺産に対する愛着に関連する。当該愛着がどのように示されているかが記載されねばならない。愛された指導者や、特定の事件や遺跡の記録証拠に関する遺産に強い愛着を示すコミュニティ、などである。もしくは、当該愛着は精神的指導者や聖人に関連した記録遺産を崇めるものかもしれない。当該愛着がどのように表明されているかを示す情報を記載すること。

7.2 相対的基準 以下の相対的基準の1つまたはそれ以上について言及すること。

7.2.1 希少性

- 品目やコレクションは希少であるか？それは一種のものか（これまでに唯一作成されたもの）、またはかつては広く普及した記録遺産形態の最後の一つか？似たような品目やコレクションは存在するか？

7.2.2 無傷性(integrity)、完全性(completeness)、状態

- 記録遺産は完全か？それとも、セクションやページが欠けているか？記録遺産の一部が失われたり、補完的な一部が他の場所で保存されているか？もしそうなら、詳細を記載すること。
- どのような状態で保存されているか？

7.3 重要性の言明

- 7.1 と 7.2 で述べたことを要約し、記録遺産の出所に基づいた真実性を論証する。

- 当該記録遺産資料が世界の歴史と文化に与えてきた影響は何か？
- 当該記録遺産は、なぜ世界の記憶にとって重要なのか？国家や地域の境界を越えた生命や文化に与えてきた影響は何か？当該記録遺産が世界の記憶に対してなぜ重要であり、その損失が人類の遺産の弱体化を意味するのか？

8.0 利害関係者との調整

8.1 申請に際して関係するステークホルダーと行った調整の詳しい内容を提供すること。

- 関係するステークホルダーには以下を含む。
 - ・当該記録遺産の所有者/管理人
 - ・当該記録遺産に関与しているコミュニティ
 - ・当該記録遺産を研究する学者

9.0 リスク評価

9.1 申請資料に対する脅威の性質と範囲の詳細

- 記録遺産は、以下からの脅威にさらされているか。
 - ・気候条件
 - ・保管場所不足
 - ・経済問題
 - ・政治的干渉の可能性
- 当該記録遺産が脅威にさらされている場合には、ユネスコは正しい状況を把握する必要がある。

10.0 保全およびアクセス管理計画

10.1 既に計画が存在する場合には記載するかスキャンして添付すること。計画が存在しない場合には予定している保存、保管およびアクセス計画に関する詳細な情報を提供すること。

11.0 申請内容の裏付けとなる可能性のあるその他の情報

11.1 以下に記載するか、適宜スキャンした文書を添付すること。

- ここには、支持者からの声明、登録された際の当該記録遺産プロモーション計画または当該記録遺産に関するスキャンされたニュース素材を含むことが想定される。
- 当該記録遺産が教育や研究に活用されることをどのように考えているか？

12.0 チェックリスト (略)

II ユネスコ世界の記憶(Memory of the World, MoW, 記憶遺産) (国際版) 登録申請様式解説 (27 ページから 30 ページ) (略)



2019（平成31）年1月18日撮影
撮影：写真家 島 隆諦

2019（令和元）年度 年次報告書

発行日 2020（令和2）年6月19日

編集・発行 特定非営利活動法人ハンセン病療養所世界遺産登録推進協議会事務局

〒701-4501 岡山県瀬戸内市邑久町虫明 6253 番地

国立療養所邑久光明園旧入所者自治会館内

TEL. 0869-24-8872 / FAX. 0869-24-8873

URL. <https://www.hansen-wh.jp>



©2020 特定非営利活動法人ハンセン病療養所世界遺産登録推進協議会

※無断転載はご遠慮ください。

UNFORGETTABLE MEMORIES LEADING US FORWARD

「未来につなげたい、大切な記憶」

ハンセン病療養所世界遺産登録推進協議会

くるしいおもいでを のりこえたひとは
かがやく えがおを もっている
そんな つよさが きみにも ある

TO OVERCOME ADVERSITY IS TO GAIN A BRILLIANCE
AND A STRENGTH - A STRENGTH PRESENT IN YOU.



Hansen's Disease Sanatoria
WORLD HERITAGE PROMOTION COUNCIL